

令和 6 年度

整備主任者研修 法令研修

【北海道運輸局 地域教材】



目 次

「整備主任者」について	1
-------------	---

特定整備事業処分関係

1. 自動車特定整備事業者の処分事例（全国）	3
------------------------	---

審査事務規程関係

2. 審査事務規程 第51次～第56次改正の概要について	4
（（独）自動車技術総合機構北海道検査部 資料）	

法令・通達改正、プレスリリース関係

3. 二輪自動車の後面衝突警告表示灯等の国連基準を導入します （令和5年9月22日 国土交通省）	33
4. 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！（抜粋） （令和5年9月29日 国土交通省）	38
5. 保安基準に適合した電動キックボード等を購入・使用しましょう！ （令和5年12月19日 国土交通省）	45
6. 幼児用バスにもシートベルトの装備が進みます！（抜粋） （令和6年3月19日 国土交通省）	49
7. 自動車整備士を中心とした魅力ある職場づくりを推進します！！（抜粋） （令和6年3月26日 国土交通省）	51
8. 大型車に事故時の車両情報の計測・記録装置が搭載されます！ （令和6年6月14日 国土交通省）	53
9. 令和6年度スキャンツール補助事業を開始します！ （令和6年6月21日 国土交通省）	58
10. 来年4月より、車検を受けられる期間が延びます （令和6年6月25日 国土交通省）	59

参考資料等

11. 一般社団法人日本自動車タイヤ協会からのお知らせ 61
 - ・ タイヤ安全ニュース
 - ・ 空気充てん作業時及び空気補充時の事故調査概要について
12. 一般社団法人日本損害保険協会 北海道支部からのお願い 67
13. 点検又は整備料金に関する遵守事項について 69
14. 北海道運輸局資料 70
 - ・ 事業用貨物自動車に関する適正な車体表示について
 - ・ 軽自動車にオーバーフェンダーを取り付けたときには？
 - ・ 二輪自動車の指定部品の取扱いについて
 - ・ 不正改造車排除運動リーフレット
 - ・ 管内整備事業の現況（統計情報）
 - ・ 自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表
 - ・ 問い合わせ先

「整備主任者」について

道路運送車両法には、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において特定整備を行う場合、特定整備に係わる部分を保安基準に適合させるようにしなければならない旨が、自動車特定整備事業者の義務として規定されており、道路運送車両法施行規則には自動車特定整備事業者の遵守事項が規定されています。そのため、特定整備と特定整備記録簿の記載に関する次の事項について、整備主任者が統括管理を行います。

- ① 特定整備の作業管理に関する業務
- ② 特定整備後のできばえ確認業務
- ③ 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

※①～③に係るもののみ抜粋

遵守事項のうち整備主任者に関する事項	
● 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか。	適・否
● 特定整備記録簿（写）は使用者に適切に交付されているか。	適・否
● 特定整備記録簿は、2年間保存されているか。	適・否
● 特定整備記録簿の様式は適切に選択されているか。	適・否
● 特定整備（点検・整備）の概要欄は確実に記載されているか。	適・否
● 特定整備記録簿は確実に記載されているか。	適・否
□登録番号等、□特定整備完了年月日、□依頼者の氏名、住所、□総走行距離 □整備主任者の氏名、□特定整備事業者名、住所、認証番号	
● 認証工具等、認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適・否
● 特定整備の作業管理に関する業務（事故防止の教育、作業管理等）	適・否
● 特定整備後のできばえ確認業務	適・否

道路運送車両法施行規則

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。
 - イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合
 - ロ 自ら管理するウェブサイトを持っていない場合
- 二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 三 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
- 四 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
- 五 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第五十七条の二第一項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。

- 六 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。
- 七 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。
- イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者
 - ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者
 - ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者
- 八 整備主任者であつて次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること
- イ 整備主任者として新たに届け出た者
 - ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者
- 九 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。
- 十 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。
- 2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 二 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
 - 三 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日
- 3 前項の届出書には、同項第三号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第三号の者が第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

自動車特定整備事業者の処分事例（全国）

事例１ 自動車特定整備事業の停止（２０日間）

【違反の概要】

当該事業場に板金整備における過剰請求疑いの情報があり立入検査を実施した。立入検査日より過去２年間に車検整備で入庫した車両のうち、点検整備料金の過剰請求、特定整備記録簿の作業内容の記載誤り・記載漏れが多数あり整備主任者の特定整備作業に関する統括管理不備が確認されたことに加え、認証を取得していない板金工場の作業場において、分解整備及び電子制御装置整備となるエーミングを行った事実と当該作業にかかる特定整備記録簿の写しを使用者に対して交付していない旨の法令違反が確認された。

【主な違反事項】

《 自動車特定整備事業関係 》

- ・ 点検整備料金の過剰請求があった。
- ・ 特定整備記録簿に一部記載誤り、記載漏れがあった。
- ・ 認証を受けた作業場以外で特定整備を実施した。
- ・ 使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない。
- ・ 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備があった。

事例２ 自動車特定整備事業の認証の取消

【違反の概要】

警察より複数の事業場で不正車検の疑いがあるとの相談を受け、警察の家宅捜査と同時に当該事業場に立入検査を実施した。

後日、当該事業場の事業者が逮捕・立件され、事業者は裁判で指定工場へのペーパー車検の依頼を認めた。その後裁判が結審し、当該事業場の事業者は有罪が確定した。

【主な違反事項】

《 自動車特定整備事業関係 》

- （１）違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幫助をしたこと（ペーパー車検の依頼）
- （２）道路運送車両法第８０条第１項第２号イ、ハ、又はニに該当したこと

事例３ 自動車特定整備事業の停止（２０日間）

【違反の概要】

当該事業者が車検整備を実施した車両の右前輪がブレーキドラムごと外れる脱輪事故があった。その後、自動車メーカーの調査結果を受けて当該事業者から当該車両の整備作業上の瑕疵があったとの報告があったことから特別監査を実施したところ、違反が確認された。

【主な違反事項】

《 自動車特定整備事業関係 》

- （１）特定整備作業に重大な瑕疵があった（事故を惹起）

《 指定自動車整備事業関係 》

- （１）適合証交付自動車に点検整備上の瑕疵があった（事故を惹起）

※保安基準適合証交付停止：２０日間

審査事務規程 第5 1次～第5 6次改正の概要について

○第5 1次改正（令和5年8月25日付け） 抜粋

- ✓ OBD 検査に係る取扱い等の新設
- ✓ 前照灯に対する不適切な補修方法の明確化
- ✓ 現行基準における乗車定員 10 人の乗用車に適用する運転者の視野に係る基準を変更
- ✓ 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車には、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるよう、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないものとして、審査方法等を規定
- ✓ レッカー車等に備える突入防止装置の考え方の追加
- ✓ 前方格納クレーンを備える自動車の運転視野について

○第5 2次改正（令和5年9月22日付け） 抜粋

- ✓ 自動車の長さ、幅及び高さを測定する際にその対象から除外する項目として、前面及び後面の周辺監視装置を追加
- ✓ 自動車の外側に突出する周辺監視装置について、突出量の測定方法を規定

○第5 3次改正（令和5年9月28日付け）

- ✓ 指定自動車等の認証関係の改正

○第54次改正（令和5年11月30日付け） 抜粋

- ✓ 空気入りゴムタイヤに係る協定規則へ摩耗状態でのウエット路面上の摩擦力に係る基準が追加されたことに伴い、審査方法等を規定
- ✓ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等が規定されたことに伴い、審査方法等を規定
- ✓ 二輪自動車へ後面衝突警告表示灯を備えることができることに伴う改正
- ✓ 細目告示別添129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」が規定されたことに伴い、当該装置の審査方法等を規定

○第55次改正（令和6年2月1日付け）

- ✓ 指定自動車等の認証関係の改正

○第56改正（令和6年3月28日付け） 抜粋

- ✓ ガソリン又はLPGを燃料とする特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えるものの排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC）及び定常試験サイクル（7M-RMC）に係る基準が追加され、排出ガス規制値が強化されたことに伴い、審査方法等を規定
- ✓ ガソリン又はLPGを燃料とする特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えるものについて、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクラנקケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けが規定されたことに伴い、審査方法等を規定
- ✓ 自動車には、車両後退通報装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定
- ✓ 同一性確認について取扱いの明確化

—審査事務規程第51次改正— (抜粋) 令和5年8月25日

OBD 検査に係る取扱い等の新設

1-3 用語の定義

検査用スキャンツール

車載式故障診断装置との通信により当該装置に記録された特定 DTC 等を読み出すための機器であって、「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準」(平成7年運輸省告示第375号)に適合することを、適切な技術的能力を有する者が「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施して確認しているものをいう。

検知装置

自動車に隣接する領域にある障害物を運転者が検知するために信号を用いる装置をいう。

データリンクコネクタ

スキャンツールとの通信を目的として自動車に設けられた外部接続用端子をいう。

特定 DTC

OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録される、OBD 検査対象装置の故障の情報を識別するための自動車製作者が定めるコードのうち、当該コードのみで OBD 検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるものをいう。(OBD 検査対象装置のうち、排出ガス発散防止装置以外の装置にあつては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。)(DTC : Diagnostic Trouble Code)

特定 DTC 照会アプリ

車両が OBD 検査の対象であるか確認を行い、検査用スキャンツール及び OBD 検査用サーバと通信して OBD 検査を行うための自動車技術総合機構が開発・管理しているアプリケーションをいう。

レディネスコード

細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」による故障診断が過去に実施されたことを示す記録情報であつて、最後の消去時から当該監視が作動したかを検査用スキャンツールからの要求により読み出せるものをいう。

OBD 検査

目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査することをいう。(OBD : On-Board Diagnostics)

OBD 検査対象装置

OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。

- ① かじ取装置 (UN R79 の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。)
- ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置 (ABS)
- ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置 (ESC)
- ④ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置 (EVSC)
- ⑤ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置 (BAS)
- ⑥ 衝突被害軽減制動制御装置 (AEBS)
- ⑦ 排出ガス発散防止装置
- ⑧ 電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置 (AVAS)
- ⑨ 自動運行装置

OBD 検査用サーバ

審査用技術情報管理事務を行うために必要な技術情報等を蓄積し一元管理している自動車技術総合機構が開発・管理しているサーバをいう。

4-1 敷地等における秩序維持等

(1) (略)

(2) 受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 受検車両については次に掲げる状態とすること。

ア～ソ (略)

タ OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態

②～⑩ (略)

⑪ 検査担当者がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

(3)～(6) (略)

4-10 車載式故障診断装置を活用した検査 (OBD 検査)

細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」4.の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法」とは、次の①から⑥までの手順による方法とする。

- ① 自動車検査証等の備考欄に OBD 検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD 検査が必要かどうかを、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。
- ② 照会の結果、OBD 検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態、OBD 検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。
- ③ 原動機を始動する。(電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し走行可能状態 (READY の状態) にする。)
- ④ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。なお、照会中、原動機は停止せず、アイドリング状態 (電気自動車又はハイブリッド自動車にあっては走行可能状態 (READY の状態)) を維持する。
- ⑤ OBD 検査用サーバが分析及び照会した検査結果の応答を待ち、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリで確認する。
- ⑥ 原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態、データリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。

9-15 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し (検査用スキャンツール)

(1) OBD 検査の対象車は次表に掲げる自動車とする。

対象	・ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置を備える自動車
除外	・ 第 6 章適用車 (細目告示第一節適用車) ・ 二輪自動車 ・ 側車付二輪自動車 ・ 大型特殊自動車

【適用関係の整理：複数に該当する場合には最も遅い日のものを適用する】

(適用関係告示第 7 条第 12, 13 項、第 9 条第 54, 55 項、第 28 条第 191, 192 項、第 51 条の 3 第 2, 3 項及び第 55 条の 2 第 3, 4 項関係)

- ◇ 型式指定自動車又は多仕様自動車 (特定共通構造部を備えたものに限る。) 以外の自動車については、当分の間、適用しない。
- ◇ 令和 3 年 9 月 30 日 (輸入自動車にあっては令和 4 年 9 月 30 日) 以前の型式指定自動車及び多仕様自動車については、当分の間、適用しない。
- ◇ 令和 3 年 10 月 1 日 (輸入自動車にあっては令和 4 年 10 月 1 日) 以降の型式指定自動車及び多仕様自動車 (特定共通構造部を備えたものに限る。) であって、令和 3 年 9 月 30 日

（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車とOBD検査対象装置の性能が同一であるものについては、当分の間、適用しない。

- ◇ 令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、型式指定を受けた日から起算して2年を経過していないものについては、当分の間、適用しない。
- ◇ 新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10か月を経過していない自動車については、当分の間、適用しない。
- ◇ 令和3年10月1日から令和4年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日から令和5年9月30日）までの型式指定自動車及び多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）については、令和6年9月30日（輸入自動車にあっては令和7年9月30日）までの間、適用しない。

(2) OBD検査は次の①から⑥までの手順により実施する。

- ① 自動車検査証等の備考欄にOBD検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD検査が必要かどうかを、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバに照会する。
- ② 照会の結果、OBD検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態、OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。
- ③ 原動機を始動する。（電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し走行可能状態（READYの状態）にする。）
- ④ OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバに照会する。なお、照会中、原動機は停止せず、アイドリング状態（電気自動車又はハイブリッド自動車にあっては走行可能状態（READYの状態））を維持する。
- ⑤ OBD検査用サーバが分析及び照会した検査結果の応答を待ち、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定DTC照会アプリで確認する。
- ⑥ 原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態、データリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。

(3) (2)の方法により、OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。

装置の種類	事例	適合しない規定
排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）	・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・警告灯（UN R154-02若しくはUN R154-03の附則C5の3.5.及び3.7.又は細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV.2.5.2.（作動モード4に限る。）に定める条件により点灯するものに限る。）を点灯させるための信号が出力されているもの ・UN R154-02又はUN R154-03の附則C5の基準が適用されるものにあつては同附則の3.3.3.に規定する装置（レベル1Aに関する装置を除く。）について、細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV.の基準が適用されるものにあつてはIV.2.6.1.5.2.に規定する監視の全てについて、1つもレディネスコードが記録されていないもの ・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの（細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る	<u>7-59-1</u> <u>[8-59-1]</u>

	<u>車載式故障診断装置の技術基準」Ⅱ.の規定が適用される自動車を除く。)</u>	
<u>安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)</u>	<u>・当該装置に係る特定 DTC が 1 つ以上記録されているもの</u>	<u>①7-13-1-2</u> <u>(1)</u> <u>[8-13-1</u> <u>(1)]</u> <u>②7-15-2</u> <u>[8-15-2]</u> <u>③7-16-2</u> <u>[8-16-2]</u> <u>④7-20-2</u> <u>[8-20-2]</u> <u>⑤7-103-2</u> <u>[8-103-2]</u> <u>⑥7-113-2</u> <u>[8-113-2]</u>

〔適合しない規定欄の注釈〕

注 1：[] 内は第 8 章適用車を示す。

注 2：「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する場合には、相当する項目とする。

注 3：①から⑥までの基準について、それぞれ適用しない自動車には該当しない。

(4) (2) の①から④までの手順により OBD 検査用サーバに照会した際、OBD 検査用サーバから受検車両のテルテールを確認すべき応答がある場合がある。この場合、OBD 検査対象装置に係るテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2) 及び (3) の審査に代えて基準に適合するものとする。

(5) 法第 78 条の自動車特定整備事業者が、検査用スキャンツールを用いて、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会した結果、保安基準不適合となる情報がなかった自動車については、照会した当日を含めて 5 日までの間は、受検車両の情報を自動車審査高度化施設又は高度化システムに読み込んだ際、OBD 検査用サーバから OBD 検査を省略できる旨の応答がある。この場合、OBD 検査対象装置に係るテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2) 及び (3) の審査に代えて基準に適合するものとする。ただし、無作為に抽出された場合又は不正等が疑われる場合は、この限りでない。

前照灯に対する不適切な補修方法の明確化

4-4 不適切な補修等

(1) 第 6 章から第 9 章までの規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

①～② (略)

③ 装置又は部品の補修

ア～カ (略)

キ 前照灯の光度や照射光線の向きの基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの

現行基準における乗車定員 10 人の乗用車に適用する運転者の視野に係る基準を変更

7-41 運転者席

7-41-1 性能要件 (視認等による審査)

自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適

切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条関係）（1）専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 105 条第 1 項第 1 号イ関係）

乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車には、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるよう、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないものとして、審査方法等を規定

1-3 用語の定義

UN R166

直前直左右確認装置に係る協定規則をいう。

7-107 直前及び側方の視界

7-107-1 装備要件

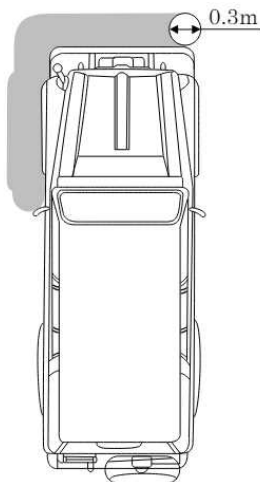
自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 146 条第 8 項関係、適用関係告示第 52 条第 11 項第 12 項関係）

（1）専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5 t 以下のもの（三輪自動車を除く。）にあっては、次のいずれかの障害物

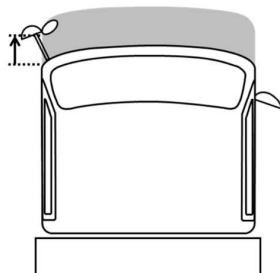
① 視認により確認する場合は、当該自動車の前面及び側面（車室外に備えられた 7-106 に適合する後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る。）に接する高さ 1m 直径 30cm の円柱とする。ただし、次に掲げる範囲は除くものとする

ア 運転者席側の車体前面の側端部より外側の範囲

（参考図）アの範囲を除いた視界の範囲

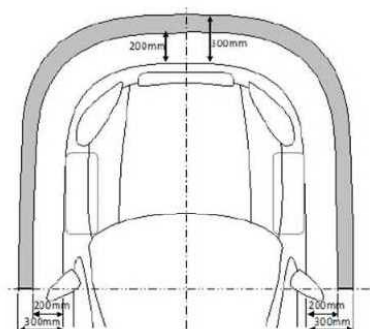


イ 車室外に備えられた 7-106 に適合する後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲
（参考図）ア及びイの範囲を除いた視界の範囲



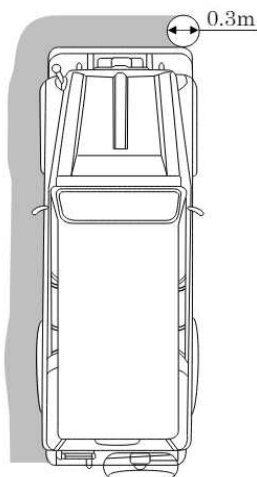
- ② 検知装置により確認する場合は、UN R166-00 の 15.3. に定める範囲に設置した UNR166-00 附則 12 の 1.1. に定めるテスト対象物とする。

(参考図) 検知範囲



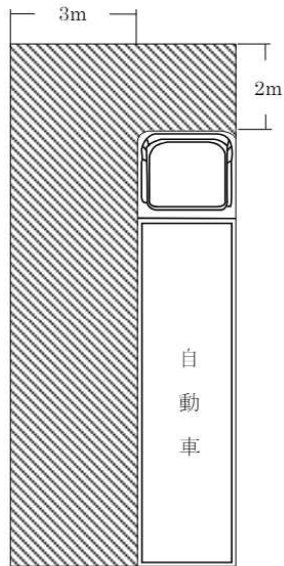
- (2) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（(1) 及び (3) の自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、当該自動車の前面及び左側面（左ハンドル車にあっては右側面）に接する高さ 1m 直径 30cm の円柱とする。ただし、(1) の自動車（指定自動車等に限る。）と運転者席からの運転者の視野に係る性能が同一の自動車にあっては、(1) ①又は②に掲げる障害物であってもよい。

(参考図) 視界の範囲



- (3) 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員 11 人以上の自動車、その形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）にあっては、当該自動車の前端から 2m 前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては右最外側面）から 3m の距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m 直径 30cm の円柱とする。

(参考図) 視界の範囲



7-107-2 性能要件

7-107-1 の鏡その他の装置は、7-107-1 (1) から (3) までに掲げる障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、7-107-2-1 又は 7-107-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 6 項関係、細目告示第 146 条第 9 項第 12 項関係)

7-107-2-1 視認等による審査

(1) 運転者が①から⑤までに掲げる状態の自動車の運転者席において座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で 7-107-1 (1) ①、(2) 又は (3) に掲げる障害物の少なくとも一部（A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置（検知装置を除く。）により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、当該障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる範囲にあっては、この限りでない。

- ① 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態とする。
- ② 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。
- ③ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準（中立）の位置とする。ただし車高を容易に任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最高となる位置とする。
- ④ 運転者席の座席は、次のとおりにより調節した位置とする。
 - ア 前後に調節できる場合には、中間位置とする。ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。
 - イ 上下に調節できる場合には、中間位置とする。ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。
 - ウ 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に 25° の位置とする。ただし、鉛直面から後方に 25° の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に 25° の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。
- ⑤ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、取除いた状態とする。

(2) 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

(3) カメラ及びカメラからの画像情報を運転者に表示する画像表示装置にあっては、次の要件に適合するものであることを確認すること。

- ① 運転者が (1) の状態で画像表示装置に表示された画像により 7-107-1 (1) ①、(2) 又は (3) に掲げる障害物の少なくとも一部（A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を確認できるものであること。
- ② 直接又は鏡により視認できない範囲の全てを同時に表示することができない画像表示装置は、運転者が運転者席において、カメラ又は画像表示装置を操作することにより運転者が確認しようとしている範囲を表示することができるものであること。

- (4) 次に掲げる鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) から (3) までの基準に適合するものとする。
- ① 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置
 - ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置
 - ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた直前直左右確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた直前直左右確認装置

7-107-2-2 書面等による審査

- (1) 7-107-1 (1) の自動車又は 7-107-1 (2) ただし書きの自動車について、7-107-1 (1) ②に掲げる障害物を検知装置により確認する場合は、UN R166-00 の 15. 3. , 15. 4. 及び 17. (17. 3. を除く。) に適合するものでなければならない。
- (2) 7-107-1 (1) の自動車又は 7-107-1 (2) ただし書きの自動車について、7-107-1 (1) に掲げる障害物を視認による確認と検知装置による確認を組み合わせる場合は、UN R166-00 の 15. , 16. (16. 8. を除く。) 及び 17. (17. 3. を除く。) に適合するものでなければならない。
- (3) 次に掲げる鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。
- ① 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置
 - ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置
 - ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた直前直左右確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた直前直左右確認装置

レッカー車等の突入防止装置の考え方の追加

7-37 突入防止装置

7-37-1 装備要件

- (5) (1) の自動車のうち、車体後面に他の自動車の車輪を吊り上げ又は保持し移動させることを目的とした装置を備えた自動車については、車体後面の構造部に当該装置を作動させるために必要最小限の隙間があってもよい。この場合において、当該隙間の長さの合計が 200mm を超えないものは「必要最小限の隙間」とする。

前方格納クレーンを備える自動車の運転視界について

7-41 運転者席

7-41-1 性能要件（視認等による審査）

- (4) トラッククレーン等のクレーンブーム（支柱、フック等を含む。）は、格納された状態において、前方及び左右の運転視野を著しく妨げるものでないこと。（細目告示第 105 条第 1 項第 3 号関係）

—審査事務規程第 5 2 次改正— （抜粋） 令和 5 年 9 月 2 2 日

自動車の長さ、幅及び高さを測定する際にその対象から除外する項目として、前面及び後面の周辺監視装置を追加

7-2 長さ、幅及び高さ

7-2-1 テスタ等による審査

- (1) 自動車は、次に定める状態で (2) に規定する方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち 7-2-2 で定めるものにあっては、13m）、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。（保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 84 条第 1 項及び第 2 項関係）
- ① 直進姿勢であり、かつ、空車状態
 - ②～④ （略）

- ⑤ 車体外に取付けられた周辺監視装置については、(3)に定める状態での突出量の範囲を超えないものにあつては装置を取外した状態、超えるものにあつては装置が取付けられた状態。この場合において、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする
- (2) (略)
- (3) 次の表の左欄に掲げるものは、同表の中欄で定める状態の自動車を測定した場合において、それぞれ同表の右欄に定める突出量の範囲を超えて突出してはならない。ただし、周辺監視装置であつて(1)⑤の規定を「装置が取付けられた状態」で適用しているものについては、周辺監視装置欄の規定は適用しない。(保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第4項及び第5項関係、細目告示第84条第4項及び第5項関係、適用関係告示第1条の2第3項関係)

種類	測定する状態	突出量の範囲
外開き式の窓及び換気装置	開放した状態	自動車の最外側から250mm未満、自動車の高さから300mm未満
後写鏡及び後方等確認装置	取付けられた状態	自動車の最外側(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合にあつては、その被牽引自動車の最外側)から250mm未満、自動車の高さから300mm未満 ※令和5年9月30日以前に製作された括弧書きの自動車にあつては「250mm未満」を「250mm以下」に読み替えることができる。
7-107に規定する鏡その他の装置	取付けられた状態	自動車の最外側から250mm未満、自動車の高さから300mm未満
周辺監視装置	取付けられた状態(格納式のものにあつては、展開状態又は格納状態のいずれか突出量が大きい状態) ※令和5年9月30日以前に製作された自動車にあつては括弧書きは適用しない。	自動車の最外側から100mm以下(自動車の左右に備える場合にあつては、自動車の両最外側からの突出量の最大値の合計が100mm以下)、自動車の高さから100mm以下

注：表中の種類欄に掲げる全ての装置について、自動車の長さ方向には、突出量の制限を受けない。

自動車の外側に突出する周辺監視装置について、突出量の測定方法を規定

7-28車枠及び車体

7-28-1性能要件(視認等による審査)

(1)～(4) (略)

- (5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。なお、平成22年3月31日以前に製作された自動車であつて、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものにあつては、⑩の規定は適用しない。

(細目告示第22条第4項関係、細目告示第100条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係)

①～⑩ (略)

- ⑪ 次に掲げる装置について、それぞれに掲げる部分から突出しているものであつて、車体
に取付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲においてその外部表面の曲率半径
が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であつてその外向きの端部
に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア(A)
以下のものにあつてはこの限りでない。

ア 自動車の両側面に備える方向指示器(大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。)にあつては、自動車の幅

イ 高さ2m以下に取付けられた周辺監視装置にあつては、自動車の長さ及び幅

—審査事務規程第 5 3 次改正— （抜粋） 令和 5 年 9 月 2 8 日

指定自動車等の認証関係の改正

—審査事務規程第 5 4 次改正— （抜粋） 令和 5 年 1 1 月 3 0 日

空気入りゴムタイヤに係る協定規則へ摩耗状態でのウェット路面上の摩擦力に係る基準が追加されたことに伴い、審査方法等を規定

6-11 走行装置

6-11-1 性能要件

6-11-1-1 視認等による審査

(1) 自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 11 条第 2 項関係）

- ① ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの
- ② ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの
- ③ アクスルに損傷があるもの
- ④ リム又はサイドリングに損傷があるもの
- ⑤ サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの
- ⑥ 車輪に著しい振れがあるもの
- ⑦ 車輪の回転が円滑でないもの

(2) 大型特殊自動車の空気入ゴムタイヤは、次に掲げる基準に適合すること。

- ① 接地部は、滑止めを施したものであること。
- ② 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。
- ③ 空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。

6-11-1-2 書面等による審査

(1) 軽合金製ディスクホイールは、細目告示別添 2「軽合金ディスクホイールの技術基準」に定める基準に適合すること。（細目告示第 11 条第 1 項関係）

(2) 自動車の空気入ゴムタイヤは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

① 次に掲げる基準。

ア 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）は、UNR142-01-S1 の 5. に定める基準。（細目告示第 11 条第 3 項第 1 号関係）

この場合において、確実に取付けられているものは、この基準に適合するものとする。イ アに掲げる自動車以外の自動車は、7-11-1 (3) ①に定める基準。この場合において、タイヤの負荷能力は、7-11-1 (3) ②により算定した値とする。

② 次表の区分に応じて適用される基準。（細目告示第 11 条第 3 項第 2 号関係）

区分	適用される基準
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ	UN R30-02-S25 の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.
車両総重量 3. 5t 以下の被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ	
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（速度区分記号が A1	UN R54-00-S26 の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.

から E までのものを除く。)	
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ(速度区分記号が A1 から E までのものを除く。)	
車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ(速度区分記号が A1 から E までのものを除く。)	
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ(イに掲げる基準を適用する場合にあっては、速度区分記号が A1 から E までのものを除く。)	次のいずれかの基準 ア UN R30-02-S25 の 3. (3.2. を除く。) 及び 6. イ UN R54-00-S26 の 3. (3.2. を除く。) 及び 6.
二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ(「NHS」と表示されたものを除く。)	UN R75-00-S20 の 3. (3.2. を除く。) 及び 6.

③ 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)

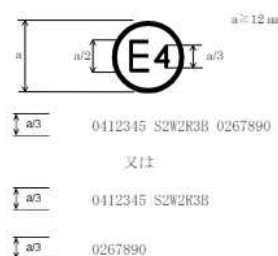
は、UN R117-04-S1 の 4. (4.3. を除く。) 及び 6. (6.2. にあってはステージ 2、6.3. にあってはステージ 3 に係る要件及び 6.6. にあっては 6.6.2. の要件に限る。この場合において、UN R117-04-S1 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。) に定める基準。(細目告示第 11 条第 3 項第 3 号関係) ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。

ア UN R117 に規定するリム径の呼びが 10 以下又は 25 以上の空気入ゴムタイヤ

イ 速度区分記号が A1 から E までの空気入ゴムタイヤ

ウ UN R117 に規定するプロフェッショナルオフロードタイヤとして設計されたものであって、「POR」と表示された空気入ゴムタイヤエ予備としてトランクルーム、車体の後面等に備えられている空気入ゴムタイヤ

<参考>UN R117-04 に基づく認可が UN R30-02 に基づく認可とともに付与されている場合の認可マークの表示例



上記の認可マークは当該タイヤがオランダで、UN R117-04 に基づき認可番号 0412345 (S2 は 6.1. ステージ 2、W2 は 6.2. ステージ 2、R3 は 6.3. ステージ 3 及び B は 6.4. の基準に適合することを示す。) により、また、UN R30-02 に基づき認可番号 0267890 により認可されたことを示している。

- (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える応急用予備走行装置については、UN R64-03-S1 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 11 条第 5 項関係) なお、視認等により応急用予備走行装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。
- (4) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人未満であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車

を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び車両総重量3.5t以下の被牽引自動車を除く。)に備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R141-01-S2の5.及び6.に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第11条第6項関係)この場合において、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)体系下で行われる容器検査等(容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。)と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等が規定されたことに伴い、審査方法を規定

4-25 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験

- (1) 7-25又は8-25に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した様式16によるガス容器等再試験結果証明書の提出を求め審査するものとする。(道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準(平成19年国土交通省告示第857号)関係)
 - ① 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第49条第1項及び第49条の4第1項に規定されている試験機関
 - ② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関
- (2) 次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱うものとする。
 - ① 審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限(ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。)を経過していないこと
 - ② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること
 - ③ ガス容器及びガス容器附属品(目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面)が著しく損傷していないこと
- (3) 型式指定自動車について法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査に係る審査を行う場合(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。)であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、有効なガス容器等再試験結果証明書の提出に代えることができる。
 - ① 完成検査終了証(審査当日において発行後9か月を経過していないものに限る。)の提示があること
 - ② 型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと
- (4) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和5年12月20日以前のものについては、(1)の規定にかかわらず、7-25に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準は適用しない。(適用関係告示第13条第25項関係)

7-25 高圧ガスの燃料装置

7-25-1 性能要件

7-25-1-1 視認等による審査

- (1) 高圧ガスを燃料とする自動車((3)、(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第1項、第5項及び第6項関係、細目告示第98条第1項、第6項及び第7項関係)
 - ① 高圧ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器(②及び③に掲げるものを除く。)は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
 - ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。
 - (イ) 容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 45 条又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限り。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類			容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間	
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器			4 年以下	4 年	
液化天然ガス自動車燃料装置用容器			4 年超	2 年 2 月	
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。） 平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器			20 年未満	6 年	
			容量が 50L 以上 120L 未満の容器	※1	
				20 年以上	2 年
				8 年未満	4 年
			容量が 50L 未満の容器	8 年以上 20 年未満	3 年
				20 年未満	
				20 年以上	1 年
				10 年未満	5 年
				10 年以上 20 年未満	3 年
			20 年未満		
			20 年以上	1 年	
その他の容器			容器保安規則第 24 条第 1 項による		

※1 自動車検査証の有効期間が 1 年の自動車が最初に受ける容器再検査については、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6 年を経過して最初に受ける継続検査までもよい。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第 1 条第 2 項第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

（参考）

〔(ウ) における表示〕

容器則細目告示様式第 3

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(7) 容器保安規則第 26 条及び第 29 条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高压ガス保安法第 49 条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

（参考）

〔(ウ) における表示〕

容器則細目告示様式第 4

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再検査日	年 月 日	

- ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. ままでに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔②における表示例〕

1. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

- ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. ままでに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③における表示例〕

1. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

④～⑯ (略)

(2) (略)

(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高压ガス保安法第 45 条又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
圧縮水素自動車燃料装置用容器	4 年以下	4 年
	4 年超	2 年 2 月
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	4 年 1 月以下	4 年 1 月
	4 年 1 月超	2 年 3 月

(ウ) 容器則細目告示第 1 条第 2 項第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(ウ) における表示〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 3 の 2）

車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 3 の 3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 3 の 4）

車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UNR134-01 の 7.1.1.2. 又は UNR146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

（参考）

〔(エ) における表示〕

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力（MFP）	
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	年 月

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則第 26 条及び第 29 条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高压ガス保安法第 49 条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

(ウ) 容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再検査日	年 月 日	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 2）

容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再検査日	年 月 日	

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再検査日	年 月	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 4）

容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再検査日	年 月	

(エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔エ〕における表示〕

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再検査日	年 月	

② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔②における表示例〕

1. 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
	容器の製造番号
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべき ガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	

- ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。)であつて国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③における表示例〕

1. 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
容器の製造番号	
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべき ガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	

- ④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1. から 6.2.5.3. までは規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔④における表示例〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

3. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び 番号	附属品の記号及び 番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限		年 月 日
車台番号		

4. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器
一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び 番号	附属品の記号及び 番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限		年 月
車台番号		

5. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべき ガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

6. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器
総括証票

車載容器総括証票	
充填すべき ガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力	
車台番号	

7. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票(低充填サイクル車両専用)	
充填すべき ガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

8. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票(低充填サイクル車両専用)	
充填すべき ガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力	
車台番号	

7-25-1-2 書面等による審査

(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車を除く。)に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。この場合において、当該基準の適合性は、様式16により審査するものとする。

ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.3.又は3.4.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。

イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.3.又は4.4.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。

② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。なお、ア及びイに規定する刻印又は標章が、UNR134-01-S2の4.4.又は4.5.に規定する表示の場合は、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の別紙1及び別紙6に定める材料基準に適合することを確認すること。

ア ガス容器は、UNR134-01-S2の5.(5.(C)を除く。)及び細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.に規定する刻印又は5.2.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、UNR134-01-S2の5.(C)、6.及び細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.5.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

③～⑤ (略)

⑥ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車に限る。)にあつて

は、燃料装置が細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。

⑦ (略)

(2) (略)

- (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係）

- ① 圧縮天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする

ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1. 又は 3.2.2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。

イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1. 又は 4.2.2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。

- ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、UN R110-06 の 8.2. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.3. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

- ③ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

- ④ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-06 の 18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4. から 18.3.6. まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12. 及び 18.13. を除く。）に定める基準に適合するものであること。ただし、UN R110-06 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1. 及び 8.3. から 8.11. まで（ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UNR110-06 の 18.1.2. は適用しない。

様式16 (4-25 関係)

年 月 日

ガス容器等再試験結果証明書

次の自動車のガス容器及びガス容器附属品は、1.に掲げる技術基準のうちレ点を付した基準に適合していることを証明いたします。

車名： 型式： 車台番号：

1. 適合している技術基準（ガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る部分に限る。）

	技術基準
☐	細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
☐	細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
☐	細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」

2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限

有効期限： 年 月 日 ※ガス容器等再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。

3. ガス容器一覧

	容器の製造番号又は容器の記号及び番号		容器の製造番号又は容器の記号及び番号
1		3	
2		4	

※記載欄が不足する場合は、必要に応じ欄を追加し記載すること。

4. ガス容器等再試験結果

○証票

容器証票に記載された車台番号の確認	適 ・ 否
車載容器総括証票に記載された充填可能期限の確認	適 ・ 否

○ガス容器

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否
断熱性試験（液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器に限る。）	適 ・ 否

○ガス容器附属品

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否

5. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

- (1) 本証明書は、道路運送車両法施行規則第36条第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項又は第42条第1項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。
- (2) 本則4-25(1)に掲げる試験機関に該当し、ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有しています。

上記内容に相違ありません。

試験機関等の名称及び所在地：

確認者の氏名：

二輪自動車へ後面衝突警告表示灯を備えることができることに伴う改正

7-95 後面衝突警告表示灯

7-95-1 装備要件

自動車（側車付二輪自動車を除く。）には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。（保安基準第 41 条の 5 第 1 項関係）

7-95-2（略）

7-95-3 取付要件（視認等による審査）

(1)（略）

(2) 後面衝突警告表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは (1) の基準に適合するものとする。この場合において、後面衝突警告表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第 41 条の 5 第 4 項関係、細目告示第 139 条の 3 第 3 項関係）

- ① 方向指示器を使用するものであること。この場合において、方向指示器と同時に使用する場合に限り、補助方向指示器を後面衝突警告表示灯として使用してもよい。
- ② 後面衝突警告表示灯については、7-91-3 (1) ①から④まで、⑥及び⑦並びに 7-91-3 (2) ②から⑤まで及び⑦から⑪まで並びに 7-92-3 (1) ③（二輪自動車に限る。）及び⑥の規定を準用する。

細目告示別添 129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」が規定されたことに伴い、当該装置の審査方法等を規定

7-108 後退時車両直後確認装置

7-108-2-2 書面等による審査

(1)（略）

(2) 次に掲げる後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 2 項関係）

- ① 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられている後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置
- ④ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた後方視界看視装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後方視界看視装置又はこれに準ずる性能を有する後方視界看視装置

(3) FMVSS111 又は CMVSS111 に適合する後退時車両直後確認装置は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置」とする。

—審査事務規程第 5 5 次改正—（抜粋） 令和 6 年 2 月 1 日

指定自動車等の認証関係の改正

—審査事務規程第 5 6 次改正—（抜粋） 令和 6 年 3 月 2 8 日

ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるものの排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC）及び定常試験サイクル（7M-RMC）に係る基準が追加され、排出ガス規制値が強化されたことに伴い、審査方法等を規定

7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能

7-58-1 性能要件（書面等による審査）

- (1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、①、②及び⑨の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）

①～⑥ （略）

- ⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であって、定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量を g で表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値及び細目告示別添 103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定する LSI-NRTC モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量を g で表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同 LSI-NRTC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 20.0、炭化水素については 0.80、窒素酸化物については 0.40 を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 14 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 7 号関係）

7-58-12 従前規定の適用⑧

ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）であつて、令和 9 年 9 月 30 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて令和 6 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑧の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑧ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] （単位）	7-58-1 (1) ⑦関係 モード規制値					適用関係告示根拠
		適用時期	適用時期	適用時期		CO	HC	NOx	SPN	備考	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く）	輸入自動車							
なし	なし	平 19.9.30 以前	平 20.8.31 以前	平 20.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		1 項 9 号
平 19	E A T B L	平 19.10.1	平 20.9.1	平 20.9.1	7 (g/kWh)	26.6	0.80	0.80	同上	HC については THC とする。	208 項
令 6	9 A T B L	令 6.10.1	令 9.10.1	令 9.10.1	7 モード (g/kWh) LSI-NRTC モード ² (g/kWh)	20.0	同上	0.40	同上	同上	-

注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車のモード規制は、7-58-1 (4) により、規制の適用が猶予されている。

3 識別記号が 3 桁のものにあつては、識別記号欄を左から 1 桁目、2 桁目、3 桁目の順に示す。

ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であつて定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるものについて、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けが規定されたことに伴い、審査方法等を規定

7-60 ブローバイ・ガス還元装置

7-60-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車であつてガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自

自動車、小型自動車及び軽自動車並びにガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローパイ・ガス還元装置を備えなければならない。ただし、次に掲げる軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車であって普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもののうち過給器を備えたものにあつてはこの限りでない。（保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 41 条第 3 項関係、細目告示第 119 条第 3 項関係）

自動車には、車両後退通報装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定

7-105 の 2 車両後退通報装置

7-105 の 2-1 装備要件

自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、車両後退通報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 10 関係）

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車
- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 3.5t 以下のもの
- ③ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車
- ④ ①から③までの自動車の形状に類する自動車
- ⑤ 二輪自動車及び側車付二輪自動車
- ⑥ 三輪自動車
- ⑦ 大型特殊自動車
- ⑧ 被牽引自動車

7-105 の 2-2 性能要件（書面等による審査）

(1) 車両後退通報装置の通報音発生装置は、UN R165-00 の 6.6. に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 1 項関係）

(2) 車両後退通報装置は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 2 項関係）

- ① 車両後退通報装置の音の大きさは、細目告示別添 128「車両後退通報装置の通報音の測定方法」により測定した値が、77dB 以上 112dB 以下であること。この場合において、車両後退通報装置に損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。
- ② 車両後退通報装置は、自動車が後退することを歩行者等に注意喚起するものであり、かつ、サイレン又は鐘でないこと。
- ③ 車両後退通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。ただし、7-108 に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置にあつては、次に掲げる基準に適合する場合に限り、当該装置の作動を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。
 - ア 運転者が運転者席において操作できるような位置にあるもの
 - イ 運転者が運転者席において車両後退通報装置が作動しない状態を確認できるもの
 - ウ 原動機の再始動時にその都度、自動で解除されるもの

④ 車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間に取付けられていること。

⑤ 車両後退通報装置は、原動機の手動操作装置が始動位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に連動して、作動を開始するものであること。

(3) 次に掲げる車両後退通報装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。（細目告示第 145 条の 6 第 4 項関係）

- ① 指定自動車等に備えられている車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた車両後退通報装置を有する自動

車に取付けられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置 7-105 の 2-4 適用関係の整理

7-105 の 2-4 適用関係の整理

(1) 次に掲げる自動車には、車両後退通報装置の基準は適用しない。(適用関係告示第 51 条の 6 関係)

① 令和 7 年 1 月 18 日（輸入自動車にあつては令和 8 年 1 月 18 日）以前に製作された自動車

② 令和 7 年 1 月 19 日から令和 9 年 1 月 18 日（輸入自動車にあつては令和 8 年 1 月 19 日から令和 10 年 1 月 18 日）までに製作された自動車で、次に掲げるもの

ア 令和 7 年 1 月 18 日（輸入自動車にあつては令和 8 年 1 月 18 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車

イ 令和 7 年 1 月 19 日（輸入自動車にあつては令和 8 年 1 月 19 日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 7 年 1 月 18 日（輸入自動車は令和 8 年 1 月 18 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と車両後退通報装置に係る性能が同一のもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録された保安基準適用年月日が令和 9 年 1 月 18 日（輸入自動車は令和 10 年 1 月 18 日）以前のもの

同一性確認について取扱いの明確化

4-7 審査の実施方法等 4-7-1 審査の実施方法

(1) ～ (2) (略)

(3) 継続検査

① 構造に関する審査（その 1）次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。この場合において、ア又はイについては、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成 7 年 11 月 16 日付け自技第 234 号自整第 262 号）及び「「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて」（平成 7 年 11 月 16 日付け自技第 235 号）を踏まえて審査するものとする。なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。

二輪自動車の後面衝突警告表示灯等の国連基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

後続車に衝突の危険を知らせる機能として、これまで四輪自動車に導入されている「後面衝突警告表示灯」について、我が国も参加する国連WP29での議論を経て、新たに二輪自動車等においても備付けを可能とする国連基準の改正が成立したところ、当該基準を国内の保安基準に導入するための所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「二輪自動車等の灯火器の取り付けに関する国連協定規則（第53号）」の補足改訂等が採択され、新たに二輪自動車等においても後面衝突警告表示灯の備付けが可能となったことから、我が国においても、改正された国連協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の改正等を行います。

1. 主な改正の概要

- (1) 後面衝突警告表示灯（衝突するおそれがあることを、後続車両に知らせるために使用される灯火）について、二輪自動車及び二輪の一般原動機付自転車への備付けを可能とし、備えた場合の要件を規定する。

【要件概要】

V_r (km/h)	作動条件
$V_r > 30 \text{ km/h}$	$TTC \leq 1.4$
$V_r \leq 30 \text{ km/h}$	$TTC \leq 1.4 \times V_r / 30$

V_r (相対速度)：後面衝突警告表示灯を装着した車両と、同一レーン上の後続車両との速度の差

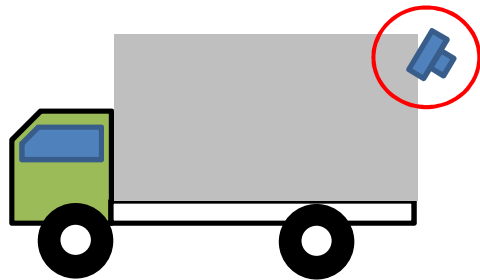
TTC (衝突までの時間 (s))：相対速度が一定であると仮定した際の後面衝突警告表示灯を装着した車両と後続車両が衝突するまでの予想時間

【作動のイメージ図】

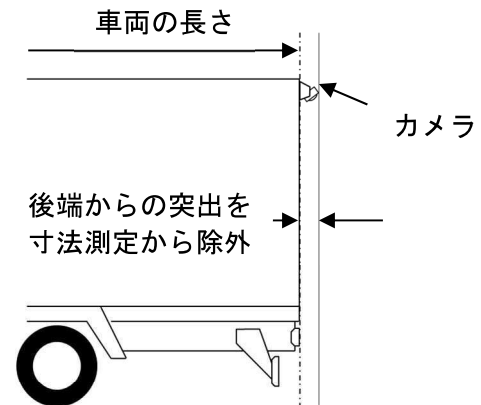
- (2) バックカメラシステムについて、認証の選択肢を拡げ、検査における手続きを簡素化し、安全なバックカメラシステムの普及をより一層図るため、国連協定規則（第 158 号）と調和さ

せつつカメラ及びモニターの取付範囲の指定等を規定し、装置単位での認証を可能とする。
併せて、車両後面に設置するカメラ等について、安全上支障が無く車体から突出するものについては車両寸法に含めないこととする。（別紙参照）

【車両に装着されるカメラ】



【車両後面で突出するカメラの場合】



2. 公布・施行

公 布 : 令和5年(2023年)9月22日

施 行 : 令和5年(2023年)9月24日(1.(2)の装置認証については公布の日)

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課: 山村、佐藤

電話 03-5253-8111 (内線 42532)、03-5253-8602 (直通)

審査・リコール課: 福蘭、高嶋

電話 03-5253-8111 (内線 42313)、03-5253-8596 (直通)

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 189 回会合において、「二輪自動車等の灯火器の取付けに関する協定規則（第 53 号）」等の補足改訂等が採択された。

また、後退時車両直後確認装置について、当該装置の一つの後方視界看視装置（車両後方を撮影するカメラ及び当該カメラが撮影した映像を映すモニターからなる装置。いわゆるバックカメラシステム。以下同じ。）の選択肢を拡げるため、これまでの車両単位での認証から装置単位での認証（装置型式指定）を可能とする措置等の必要が生じている。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 後面衝突警告表示灯について、二輪自動車及び二輪の一般原動機付自転車への備付けを可能とし、備えた場合の要件を規定する。

【要件概要】（本紙参照）、【適用日】令和 5 年 9 月 24 日

- ② タイヤについて、新たに導入された摩耗状態のウェットグリップの規制値並びに強化された転がり抵抗及び新品時のウェットグリップの規制値に適合しなければならないこととする。

【要件概要】

小型商用車用ノーマルタイヤ(主に非駆動軸へ装着するために設計されたタイヤ)の場合

	現行規制値	新規規制値
摩耗状態のウェットグリップ指数*	規制なし	≥ 0.82
ウェットグリップ指数*	≥ 0.95	≥ 1.1
転がり抵抗係数**	≤ 9.0	≤ 8.5

* ウェットグリップ指数：試験用規格タイヤ比のウェットグリップ性能

** 転がり抵抗係数：転がり抵抗値(N)／試験荷重(kN)

試験法例： ウェットグリップのトレーラー法



専用のタイヤ試験車に試験タイヤを装着し、制動力を加えた際の最大制動力係数 μ (=摩擦特性) を測定。

【適用日】

・ 乗用車用等のタイヤ

新 型 車：令和 8 年 7 月 7 日

継続生産車：令和 9 年 7 月 7 日

・ 商用車用等のタイヤ

新 型 車：令和 10 年 9 月 1 日

継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日

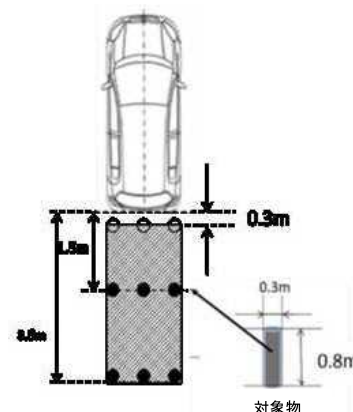
- ③ 後方視界看視装置（バックカメラシステム）について、装置単位での認証を可能とする技術基準を設ける。

【要件概要】

- ・ 右図（協定規則第 158 号と調和）の車両直後の範囲が確認可能であること
- ・ 当該要件等を満たすカメラ及び一定の視界要件を満たすモニターの車両への設置範囲を指定すること
- ・ 当該設置範囲内で車両に取り付けられていること

【適用日】

令和 5 年 9 月 22 日



- ④ 車両後面に設置するカメラ等について、安全上支障が無く車体から突出するものについては車両寸法に含めないこととする。

【要件概要】

- ・ 取り外した状態で寸法を計測する装置の対象について、車両後面に設置するカメラ等を含め「周辺監視装置」として追加
- ・ 安全上支障が無いよう、高さ 2m 以下に取り付けた場合には装置外部表面に曲率半径 2.5mm 未満の突起を有さないこと

【適用日】

令和 5 年 10 月 1 日

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、後退時車両直後確認装置の後方視界看視装置を追加する。
- ② 協定規則の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号を改める。

(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正

転がり抵抗及び新品時のウェットグリップの規制値が強化された改正に伴う、商用車用タイヤの過渡規定を設けるほか、所要の改正を行う。

(4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和5年9月22日

施 行：令和5年9月24日（2. (1)③及び(2)①は公布の日）

令和5年9月29日
自動車局整備課

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

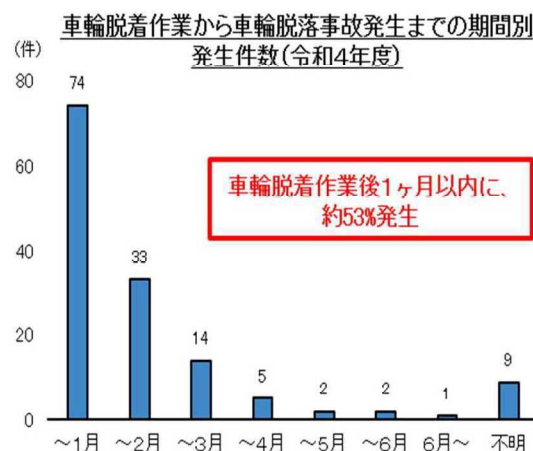
大型車の車輪脱落事故の発生件数は、近年増加傾向にあり、国土交通省においては、令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同12月に中間とりまとめを策定したところです。

本中間とりまとめにおいては、タイヤ脱着作業時のワッシャー付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、ホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等が、事故の主な原因として報告されています。

こうした状況を踏まえ、10月から来年2月にかけて、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【主な取組】

- 大型車の使用者、運転者及び整備作業員等に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図る。
- 例年車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換など車輪脱着作業から1～2ヶ月後が大半を占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中したことにより、不適切な脱着作業が行われていたことから、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進する。



また、更なる車輪脱落事故防止対策として、10月1日より、自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分を導入することとします。

- 車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者に対する車両の使用停止（初違反 20日車、再違反 40日車）
- 一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者等に対し整備管理者の解任命令

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車
定員30人以上のバス

<添付資料>

別紙1：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発ポスター及びチラシ

別紙2：令和4年度大型車の車輪脱落事故発生状況

<問い合わせ先>

自動車局整備課 杉本、坂本

代表：03-5253-8111（内線：42412）

直通：03-5253-8599



皆さん、ご存知でしたか？

大型車の車輪脱落事故の多くが、冬場、安全に走るためのタイヤ交換後に発生しているということ。

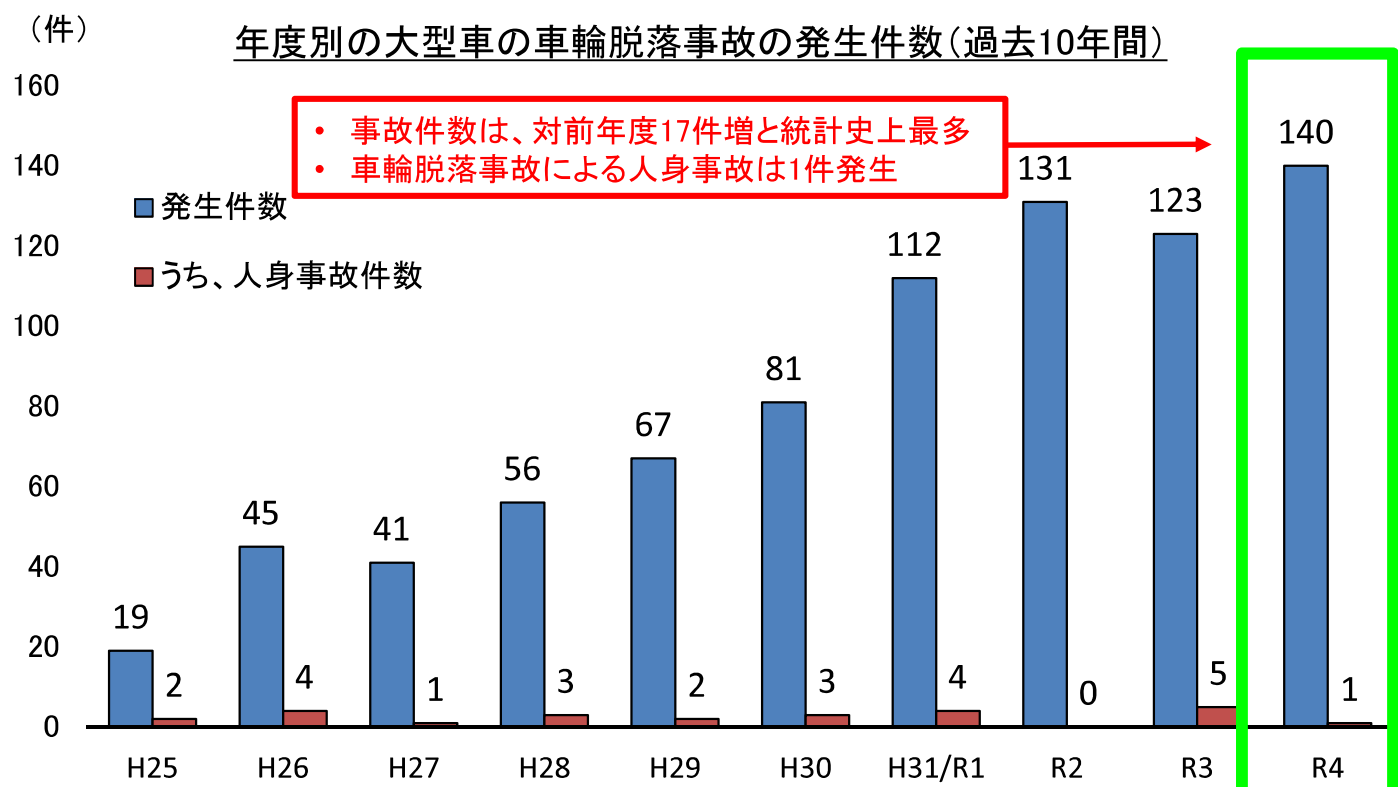
タイヤ交換時には、部品の錆や汚れをきちんと点検し、増し締めをしっかりと行うなど、適切に取り付けてください。

確実な点検・整備で、防げる事故があります。

「昨日も大丈夫だったから今日も大丈夫。」
その軽い気持ちで命を奪う

防ごう！大型車の車輪脱落事故 点検しよう！出発前の車両の安全

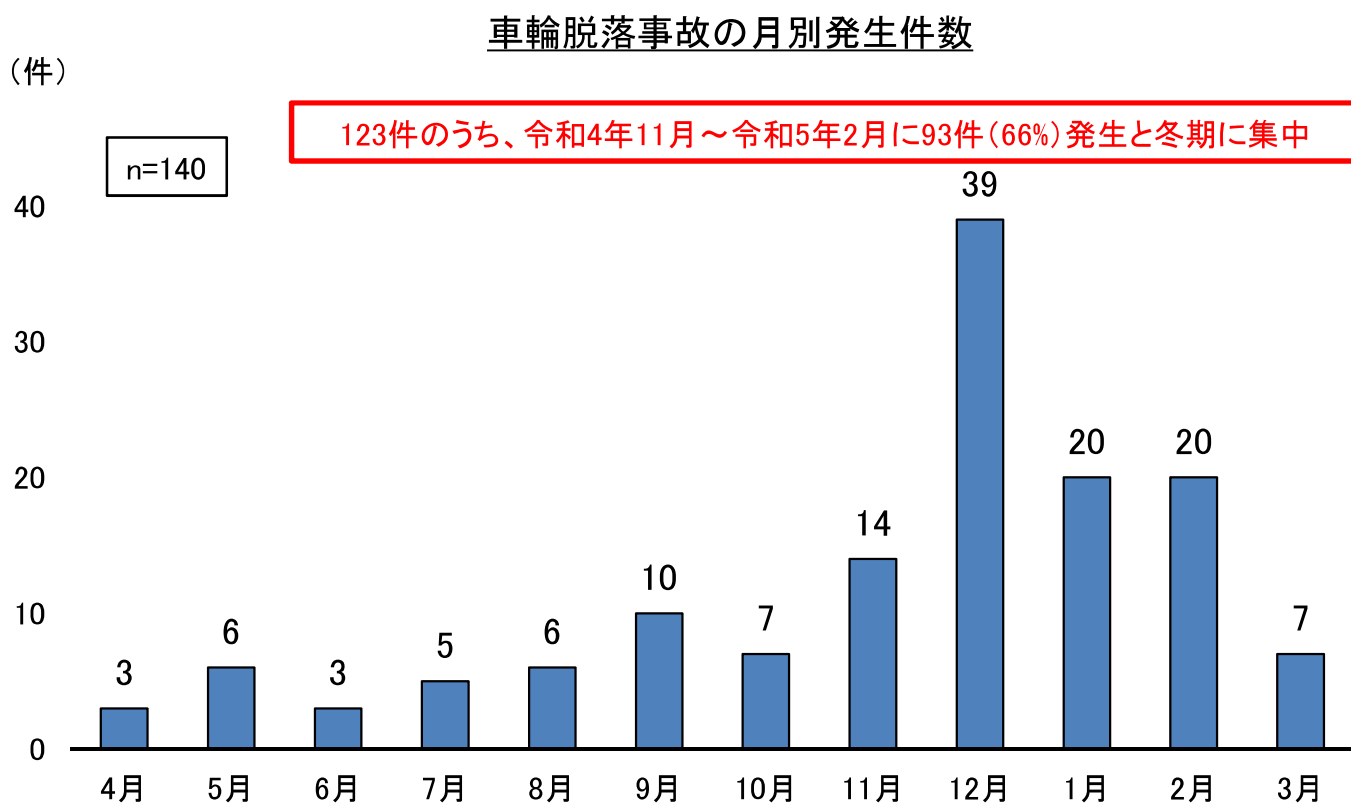
車輪脱落事故発生状況（令和4年度）【別紙2】



※ 車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバスであって、ホイール・ナットの脱落又はホイール・ボルトの折損により、タイヤが脱落した事故

(年度)

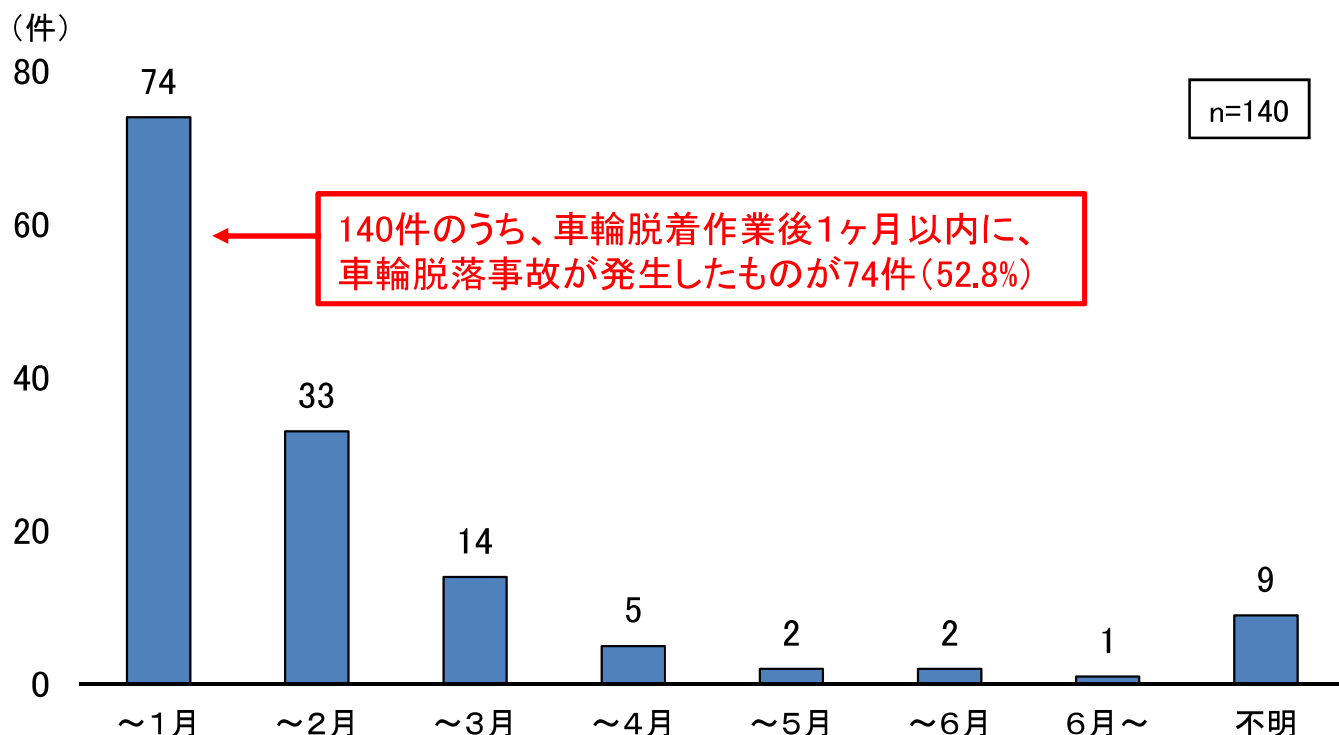
出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

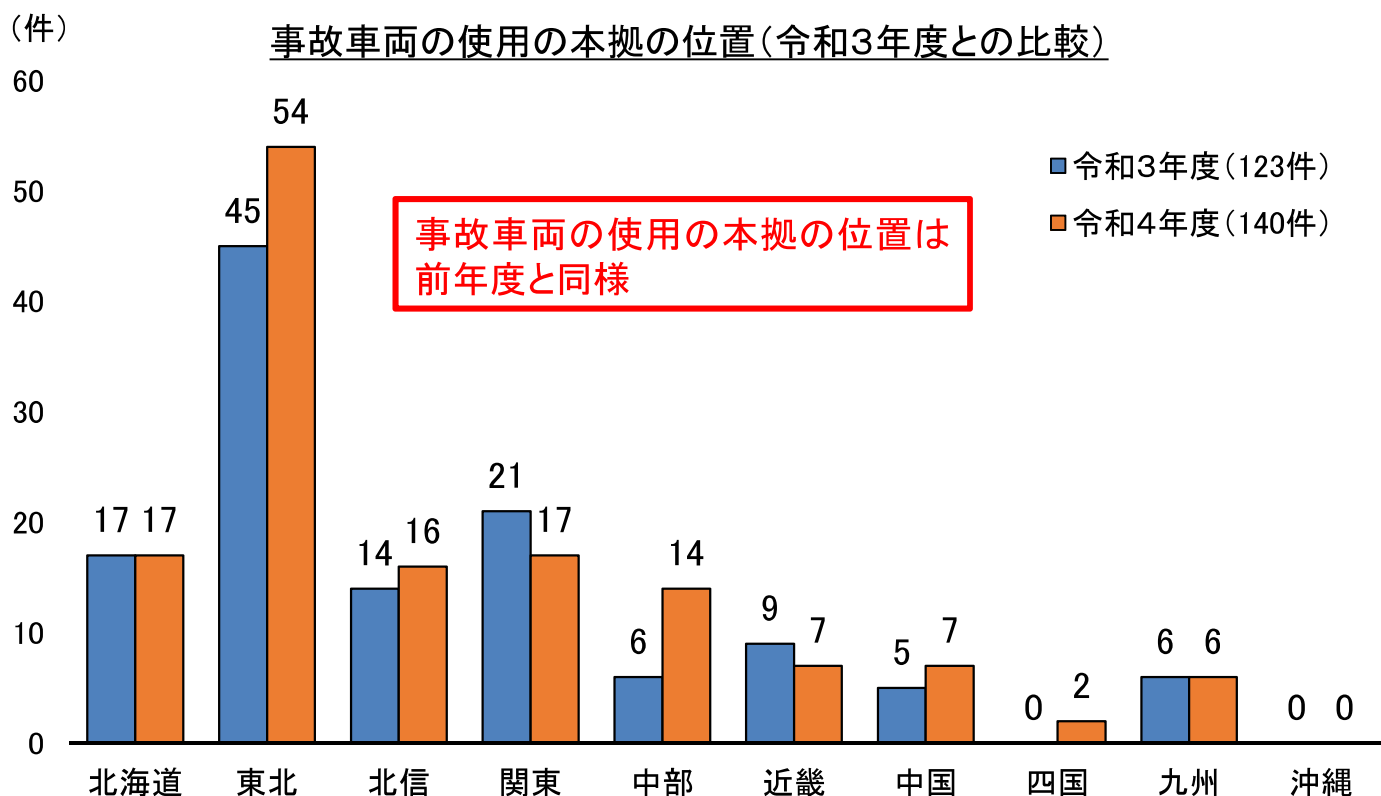
車輪脱落事故発生状況（令和4年度）

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

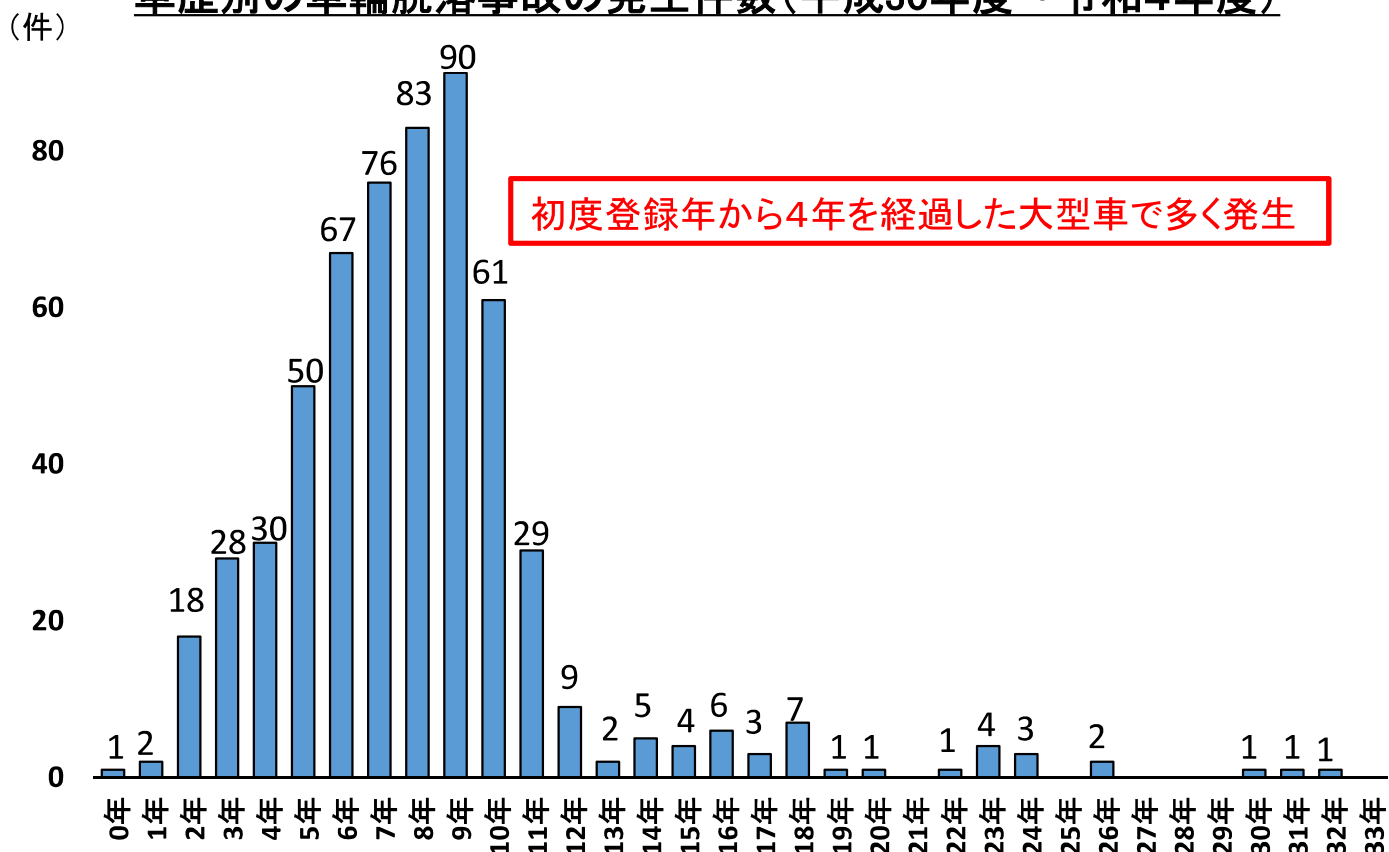
事故車両の使用の本拠の位置（令和3年度との比較）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

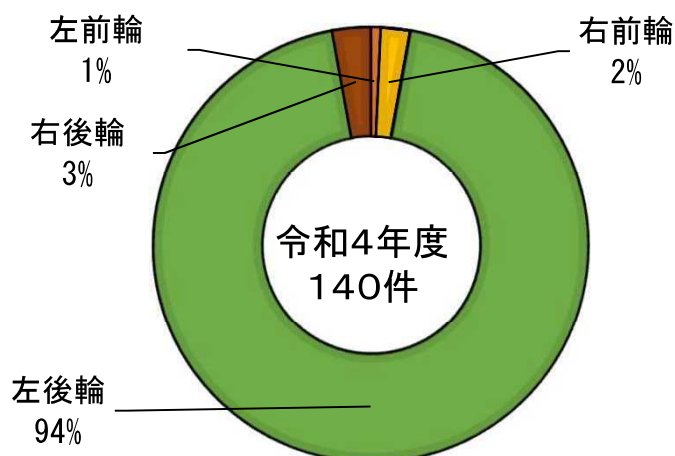
車輪脱落事故発生状況（令和4年度）

車歴別の車輪脱落事故の発生件数（平成30年度～令和4年度）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

脱落した車輪位置

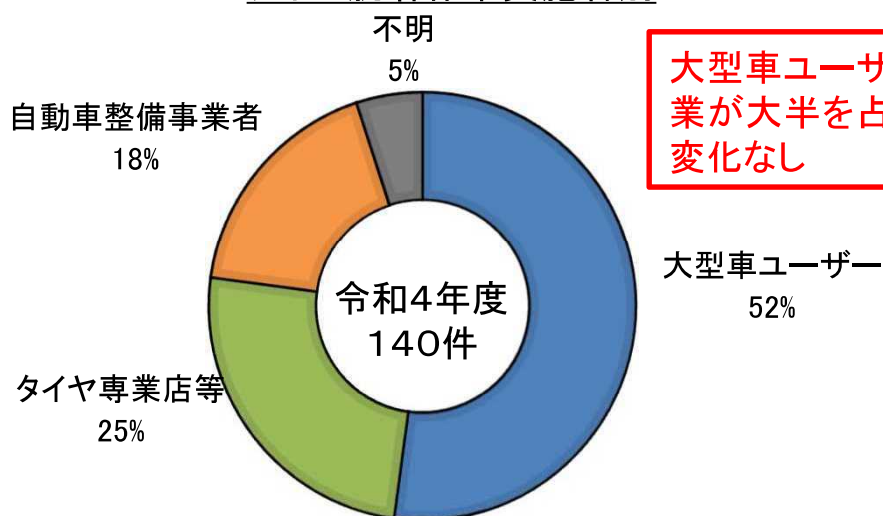


左後輪に集中する傾向は、
前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況（令和4年度）

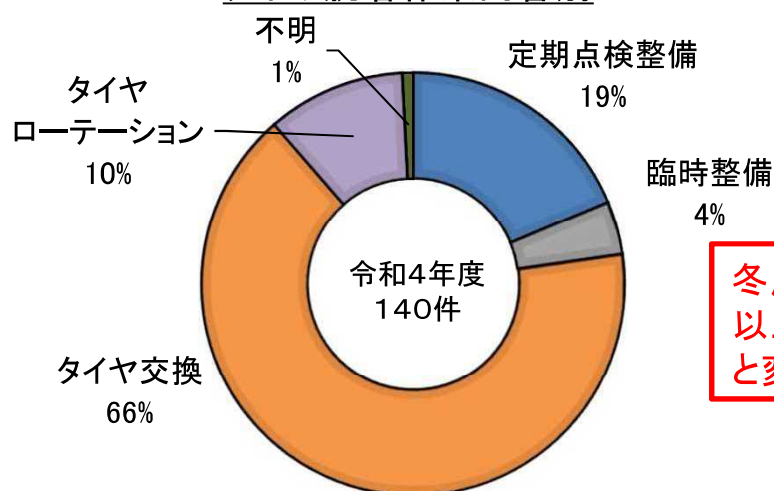
タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業内容別



冬用タイヤ等への交換が半数以上を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故車両調査（令和4年度）

- 令和4年度発生した車輪脱落事故車両140台のうち136台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
 - ・ホイール・ボルトやナットに著しいさびがあるものや、ゴミ等の異物が付着しているもの
 - ・ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットがスムーズに回転しないもの 等、適切なタイヤ脱着作業が実施されていない車両が確認された。

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

著しいさびや汚れによる ホイール・ナット



（ホイール・ナット上面からはナット座面の状態が確認できない場合が多く、ワッシャが固着しているものもある。）

ホイール・ボルトに 著しいさびや汚れ等の 付着



スムーズに回転しない ホイール・ナット



（ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャにガタが発生し、スムーズに回転しない。）

著しいさびによる ディスク・ホイールの損傷



（ディスク・ホールのボルト穴や、ホイール・ナットの当たり面に、著しいさびによる剥離や損傷が発生している。）



令和5年12月19日
物流・自動車局
技術・環境政策課

保安基準に適合した電動キックボード等を購入・使用しましょう！

～インターネットにおいて販売されている車両に気を付けましょう～

国土交通省では、安全な特定小型原動機付自転車（電動キックボード※¹等）の普及を図るため、保安基準適合性を確認する制度を令和4年12月に創設し、加えて、今般、インターネットにおいて販売されている車両を中心に保安基準適合性の調査を実施したところ、保安基準に適合しない車両が複数確認されました。

インターネットで購入し、公道で使用する際は、保安基準に適合したものを選んでいただきますようお願いいたします。

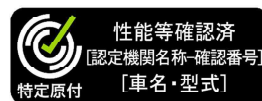
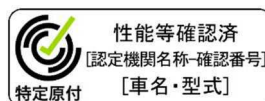
※1 電動キックボードには特定小型原動機付自転車のほか、一般原動機付自転車に該当するものがあります。

1. 性能等確認制度について

国土交通省では、特定小型原動機付自転車（特定原付）の保安基準適合性を確認する「性能等確認制度」を令和4年12月に創設しました。保安基準への適合が確認された特定原付の型式は国土交通省ホームページにおいて公表するとともに、車体に「性能等確認済」を示すシール※²が貼付されています。

なお、10月末現在、22車種の性能等確認がなされております。

※2 シールの様式



2. 市場調査（サーベイランス）について

インターネットを中心に流通する特定原付の保安基準適合性の市場調査において、流通している81車種のうち、特に保安基準に適合しないおそれがある10車種（10台）に対し調査を実施した結果、6台の不適合が確認されました。

これら6車種のうち、3車種は既に保安基準適合に向けて自主的に対応しており、残りの3車種については、当該車両の製造・販売事業者に対して以下の指導をしております。

- 車両を改良し、性能等確認を受けること
- 既に販売した車両について、不適合箇所を改修する措置を講じること
- 「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」を遵守すること

さらにオンラインマーケットプレイスでは保安基準不適合車両を削除済みであり、また、警察庁、消費者庁及び経済産業省に対して情報提供を行っております。

国土交通省では、引き続き、調査未実施となっている49車種についても性能等確認や市場調査を行ってまいります。

3. 特定原付を購入・使用される皆様へ

インターネットで特定原付を購入する際は、保安基準不適合品にご注意ください。商品説明欄に「公道走行不可」等の記載がなされているものがありますので、よくお確かめください。不適合品の販売情報については、情報提供窓口に通報ください。

保安基準適合性が確認された特定原付の車種一覧、市場サーベイランスに関する詳細及び不適合品の情報提供窓口は、以下のページをご覧ください。

■特定小型原動機付自転車について：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

<問い合わせ先>

物流・自動車局 技術・環境政策課 久手、島

電話 03-5253-8111（内線 42254）、03-5253-8590（直通）

注)不適合が確認された6車種については、試験車両における主な不適合箇所を記載。

オールジャパン企画(Yoi-S1)



- ・前方の左右方向指示器の最内縁の間隔が基準値（24cm以上）を下回る。
- ・後輪ブレーキの制動距離が基準値（11.5m）を超過している。

Smacircle(S1M)



- ・前方の方向指示器が前方30mから視認できない。
- ・前方の方向指示器が、昼間、指示する方向の100m先から点灯を確認できない。
- ・駐車制動装置が装備されていない。
- ・車体の安定性不良。

MOBI-BIKE (EXCEED TKG Ver)



- ・ミラーを含めると幅が60cmを超え、特定小型原付に該当せず、一般原付となる。
- ・方向指示器の左右の間隔が基準値（前方は最内縁が24cm以上、後方は照明部の中心間隔が15cm以上）を下回る。
- ・前照灯の取付け位置が基準値（照明部の下縁が地上50cm以上、上縁の高さが地上130cm以下）を下回る。

FUGU (MF-EKRA01S-BK) ※1



- ・灯火器類(最高速度表示灯、方向指示器、制動灯)が装備されていない。

※1 一般原動機付自転車として販売していたが、改正道路交通法施行後(令和5年7月以降)、特定小型原動機付自転車に該当

RICH BIT (ES1-Pro)



- ・方向指示器の点滅回数が基準値(60~120回/分)以内でない。

- ・制動灯(尾灯兼用)の明るさが基準値(尾灯の5倍)を下回る。

COSWHEEL (MIRAI T-Lite)



○以下は調査の結果、保安基準に適合していたもの

BIRD (BirdTwo) ① ※2



BIRD (BirdTwo) ② ※2



LUUP (KK-254BJ-WT-4) ※3



LUUP (KK-254BJ-WT) ※3



※2 灯火器(方向指示器)が異なる別車種。

※3 スタンド等が異なる別車種。

国土交通省で確認できた
電動キックボード等

81車種

性能等確認済

22車種

※令和5年10月末現在

市場調査（サーベイランス）対象

59車種

不具合情報ホットラインなどの情報提供
をもとに、特に保安基準不適合のおそれ
がある10車種を選定。（残り49車種につ
いても年度内に確認予定）

現車確認試験を実施したもの

10車種（10台）

保安基準不適合が確認されたもの

6車種（6台）

【基準不適合となった6車種について】

◆3車種は既に自主的に対応 ※全て不適合内容①

- 1車種：車両を改良し、市場措置実施済。
- 2車種：車両を改良し、性能等確認申請済。
市場措置検討中。

◆残りの3車種への対応

※不適合内容①②③各1車種

- ・車両の改良等を指導。
- ・オンラインマーケットプレイスへ削除を依頼し、
削除済み。
- ・さらに関係省庁に情報共有し、取締り、
措置命令等に活用。

【基準不適合の内容】

- ①灯火器類の光量不足等：4台
- ②走行安定性不良：1台
- ③制動力不足：1台

※赤字は重大と考えられる不適合

◆国土交通省の取組に関するプレス発表

◆基準不適合6車種について

- ・基準不適合情報をホームページへ掲載



令和 6 年 3 月 1 9 日

物流・自動車局車両基準・国際課

幼児用バスにもシートベルトの装備が進みます！

～幼児に適したシートベルトのガイドラインをとりまとめました～

幼児用バスのシートベルトについては、交通事故件数が比較的少ないことや、幼児のシートベルトの脱着に時間がかかることなどから、その開発・実用化が進んでいない状況です。このため、国土交通省では有識者会議の議論を踏まえ、幼児用座席に適したシートベルトの要件をまとめたガイドラインを策定しました。これにより各自動車メーカー等による幼児用のシートベルトの開発・実用化が進められ、安全性がさらに向上することが期待されます。

1. 概要

- (1) 幼児用バスについては、2013 年（平成 25 年）3 月に「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」をとりまとめ、座席後面への緩衝材の追加及び座席高さの変更が促進されてきました。この 2013 年のガイドラインにおいて、シートベルトについては、「幼児用座席に適した座席ベルトを開発し、適切な幼児用座席ベルトの装備を望む使用者が、新車購入時に選択できるようになることを目指す」とこととされていきました。
- (2) 昨日開催されました車両安全対策検討会（座長：稲垣敏之 筑波大学学長特別補佐・特命教授）において、これまで議論されてきた「幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトに関するガイドライン」がまとめられました。
- (3) 今後、国土交通省では同ガイドラインに基づき、自動車メーカー及び自動車部品メーカーに、幼児専用車の幼児用座席に適したシートベルトをできるだけ速やかに（2026 年度（令和 8 年度）中を目途に）市場投入するよう要請することとしています。
- (4) これらを通じて、今後、幼児用バスにもシートベルトの装備が進み、更なる安全性向上が期待されます。

2. ガイドライン

（主な要件）※別紙 1 参照

- ・扱いやすい 2 点式の巻取り装置付
- ・一般的なシートベルトより小さいサイズと操作力
- ・取付部の強度は一般的なシートベルトと同様
- ・シートバックの対策も合わせて運用

（詳細）

別紙 2：幼児用専用車の幼児用座席に適した座席ベルトに関するガイドライン（本文）



＜幼児専用車＞



＜幼児用シートベルトを装着する効果＞

※左：シートベルト有り（90°でも乗員保持） 右：シートベルト無し（20°で乗員転落）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：山村、森

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

経緯

これまでの取組：シートバック（座席背もたれ部）後面への緩衝材の追加、
シートバックの高さ変更

残された課題：幼児に適したシートベルトの開発・実用化



＜幼児専用車＞

＜幼児に適したシートベルトの課題＞

□ 不適切使用防止（肩ベルト・長さ調整）



＜不適切使用例＞

□ 幼児による操作性（自身での脱着）

□ 衝突時/横転時の安全性確保



＜幼児用シートベルトを装着する効果＞

※左：シートベルト有り（90°でも乗員保持）
右：シートベルト無し（20°で乗員転落）

＜対応（ガイドラインが示す主な要件）＞

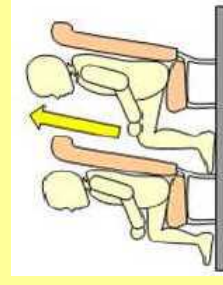
✓ 扱いやすい**2点式**の巻取り装置付

巻取り装置
(リトラクタ)


＜ガイドラインで示す幼児用シートベルトの例＞

✓ 一般的なシートベルトより**小さいサイズと操作性**

✓ 取付部の**強度は一般的なシートベルトと同様**
✓ **シートバックの対策**も合わせて運用



＜シートバックの対策＞

令和6年3月26日
物流・自動車局自動車整備課**自動車整備士を中心とした魅力ある職場づくりを推進します！！**

～「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」の策定～

国土交通省は、自動車整備士をはじめとする人を中心とした魅力ある（働きやすい・働きがいのある）職場づくりに向けたガイドラインを策定・公表し、整備事業者に対し働く環境や処遇の改善等を促すことにより、人材定着・育成を後押しします。

自動車整備業では、少子高齢化や働き方の多様化が進む中で、整備技術の高度化などに適切に対応するため、整備士をはじめとする整備要員の定着・育成を進めていくことが重要です。

このため、国土交通省は、自動車整備士にとって魅力ある（働きやすい・働きがいのある）職場づくりのため、自動車整備士や関係業界の意見を踏まえ、整備事業者が取り組むべき内容をまとめたガイドラインを策定・公表します。

今後は、本ガイドラインをより多くの整備事業者に活用していただけるよう、関係団体と連携を図りながら、周知・啓発を進めます。

<本ガイドラインの内容（概要）>

4つの要素	整備事業者において実施することが望ましい取り組みの例
働き方・労働条件	■ フレックス勤務・時差出勤等による勤務シフトの柔軟化 ■ 女性用作業機械等の設備機器の充実、産後の復職研修制度の充実
人間関係・コミュニケーション	■ コミュニケーション能力評価等による風通しの良い意思疎通文化の醸成 ■ システムの活用等による社内での作業進捗の見える化
人材開発	■ 等級制度・研修制度等による多様なキャリアアップの支援の提供 ■ 新技術対応の整備器具導入等による知識・技能向上のための環境整備
待遇（働く価値）	■ 資格・役職手当の支給等による個人の能力に応じた報酬の支給 ■ 顧客の声を知る等による社会貢献を実感できる機会を提供

※ガイドライン等は、以下の国土交通省ホームページに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000023.html

別添1：自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン（本文）

別添2：自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン（概要）

別添3：自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドラインを実践する際の参考資料（ユースケース）

（問い合わせ先）

物流・自動車局自動車整備課 東海、浅野、田所

代表：03-5253-8111（内線 42426、42429）

直通：03-5253-8589



背景・目的

- 自動車整備業では、少子高齢化や働き方の多様化が進む中で、整備技術の高度化などに適切に対応するため、整備士をはじめとする整備要員の定着・育成を進めていくことが重要。
- 本ガイドラインは、このような観点から、整備士をはじめとした魅力ある（働きやすい・働きがいのある）職場づくりを行うにあたり、整備事業者において実施することが求められる取り組みの取組みを示すことにより、整備事業者によるそれらの実施を後押しするもの。

働きやすい・働きがいのある職場づくりに係る4つの要素	
働きやすい職場	働き方・労働条件
働きやすい職場	人間関係・コミュニケーション
働きがいのある職場	人材開発
働きがいのある職場	待遇(働く価値)

ガイドラインに示す取組みの例

■ 定期的な作業機械等の安全点検、事業場内の清掃、安全又は衛生のための特別の教育などを実施

□ 女性用の作業機械などの設備・機器や産後の復職研修制度の充実により、女性整備士の活躍を推進

□ フレックス勤務、時差出勤等の勤務シフトの柔軟化により、個々の背景に合った働き方を実現

■ メンター制※の導入などを通じ、若手が先輩に対して人間関係等の困りごとを相談できる機会を提供

□ コミュニケーション能力を昇給等の評価を行う際に考慮することなどにより、風通しの良い意思疎通の文化を醸成

□ 入庫から出庫までの一連の過程を随時共有するシステムの活用などにより、社内で作業の進捗を見える化

■ 法令遵守、整備業務、作業の安全確保策などに関する社内教育の実施又は社外研修への参加を推奨

□ 等級制度、研修制度、コーチング等の多様なキャリアアップの支援を提供

□ 新技術に対応する診断機器・整備器具の導入により、継続的に知識・技能を向上できる環境を整備

■ 労務費等の適正な価格転嫁などにより、若年層を含む整備要員に支払う賃金を確保

□ 整備士資格手当や役職手当の支給などにより、個人の能力に応じた報酬の支給

□ アンケートなどで顧客の声を知る機会を設けるなど、整備要員に社会貢献を実感できる機会を提供

（備考）整備事業者において実施する取り組みを「■」、実施することが望ましい取組みを「□」で示している。



令和 6 年 6 月 1 4 日

物流・自動車局車両基準・国際課

審査・リコール課

大型車に事故時の車両情報の計測・記録装置が搭載されます！

～道路運送車両の保安基準等の一部改正について～

大型車の事故時の車両情報を分析しより安全な車両の導入や安全装置の開発を促進するため、事故時のデータを記録する事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）を備えることとします。

1. 主な改正の概要（詳細は別紙 1 参照）

- (1) 大型車の事故時の車両情報（加速度、ステアリング操作、衝突被害軽減ブレーキの作動状態等）を記録するために備える EDR^{※1} について、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、その記録性能等の要件を定めた国連基準が成立しました。これを踏まえ、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）を対象として、令和 8 年 12 月以降の新型車より段階的に、EDR を備えることとします^{※2}。

（EDR の作動イメージ）



※ 1 EDR は事故直前の加速度などの車両の挙動や装置の状態に関するデータ等を記録するものであり、車両周辺や車内の映像等を記録するドライブレコーダーとは異なります。

※ 2 乗用車等の小型車は、既に国連基準に適合した EDR を備えることとされています。

- (2) その他 WP.29 における国連基準の成立及び改正を踏まえ、以下の改正を行います。

- ① バス（乗車定員 10 人以上の乗用車）にビルトイン型（座席一体型）のチャイルドシートを備える場合には、従来のチャイルドシートと同等の乗員保護性能を確保する構造にすること等の要件を満たさなければならないこととします。
- ② ヘッドレストを備える場合には、その座席位置にかかわらず、運転席に備えるものと同等の乗員保護性能を確保する構造にすること等の要件を満たさなければならないこととします。

2. 公布・施行

公 布：令和 6 年（2024 年）6 月 14 日

施 行：令和 6 年（2024 年）6 月 15 日（1. (1) 及び (2) ① については 6 月 20 日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：山村、稲吉

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める 告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全・環境基準について国際的な整合性を図り自動車の安全性・環境性を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 191 回会合において、「大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則（第 169 号）」及び「バスの座席一体型年少者補助乗車装置に係る協定規則（第 170 号）」が新たに採択されたほか、「シート及びシートアンカーに係る協定規則（第 17 号）」等の改訂が採択されました。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行います。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準の一部改正及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① 事故時の車両に関する情報（加速度、ステアリング操作、衝突被害軽減ブレーキの作動状態等）を記録するために備える事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）においても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たす EDR を備えなければならないこととします。

【主な要件】

（別紙 2 参照）

【適用日】

新型車：令和 8 年 12 月 1 日 継続生産車：令和 11 年 12 月 1 日

- ② バス（乗車定員 10 人以上の乗用車）にビルトイン型（座席一体型）の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないこととします。

【主な要件】

・ラベル等により使用上の制限を表示すること

- ・バスの座席を前提として協定規則で定められた試験条件において、従来のチャイルドシート（ビルトイン型ではない取り外し可能なもの）と同等の乗員保護性能を確保すること

【適用日】

令和6年6月20日

（バスに備える座席一体型チャイルドシートの例）



※国連の専門家会議における海外メーカー発表資料より
協定規則第170号への適合が確認されたものではない

- ③ 自動車の前向き座席に頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）を備える場合には、その座席位置にかかわらず、協定規則第17号（シート及びシートアンカーに係る協定規則）に定める運転席等に備える頭部後傾抑止装置と同等の要件を満たさなければならないこととします。

【主な要件】

（運転席等に備えるヘッドレストに同じ）

【適用日】

令和8年9月1日

- ④ 協定規則の改訂に伴い、保安基準において引用する協定規則の番号を以下のとおり改めます。

第16号第8改訂版	⇒	第16号第9改訂版
第17号第10改訂版	⇒	第17号第11改訂版
第53号第3改訂版	⇒	第53号第4改訂版
第94号第4改訂版	⇒	第94号第5改訂版
第95号第5改訂版	⇒	第95号第6改訂版
第129号第3改訂版	⇒	第129号第4改訂版
第134号改訂版	⇒	第134号第2改訂版
第137号第2改訂版	⇒	第137号第3改訂版
第145号	⇒	第145号改訂版
第160号改訂版	⇒	第160号第2改訂版

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の番号を上記の(1)④と同様に改めます。
- ② 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第169号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」（大型車用のもの。以下同じ。）及び協定規則第170号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」（バス用のもの。以下同じ。）を追加しま

す。

- ③ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 169 号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」及び協定規則第 170 号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」を追加します。
- ④ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を付すことができる特定装置として、協定規則第 169 号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」及び協定規則第 170 号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」を追加します。

(3) 共通構造部型式指定規則の一部改正

協定規則第 0 号の改訂に伴い、共通構造部型式指定規則において引用する協定規則に第 0 号第 6 改訂版を加えるほか、所要の改正を行います。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

協定規則第 169 号の新規採択に伴い、「大型車用事故情報計測・記録装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定するほか、所要の改正を行います。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する省令及び告示の規定について所要の改正を行います。

3. スケジュール

公 布：令和 6 年 6 月 14 日

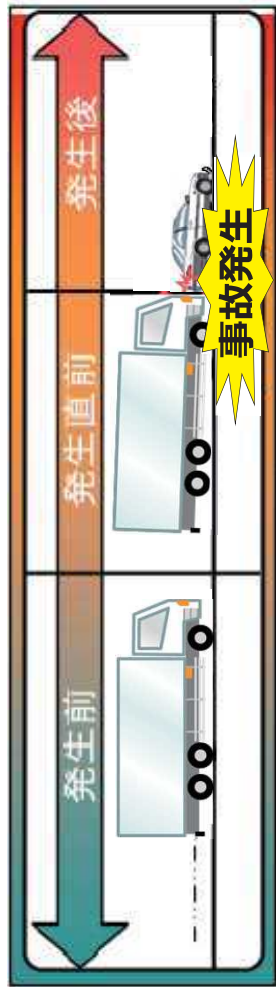
施 行：令和 6 年 6 月 15 日

ただし、2. (1)①及び②、(2)②、③及び④並びに(5)の一部は令和 6 年 6 月 20 日施行とします。

概要・基準改正経緯

- ✓ EDR(イベント・データ・レコーダー)とは、事故時に車両の制御等に関する情報（加速度、安全装置の作動状態等）を記録する事故情報計測・記録装置。
- ✓ 日本が国連の専門家会議の共同議長を務めながら議論を主導。
- ✓ 令和5年11月に国連協定新規則として合意、令和6年6月に発効。

大型車EDRの作動イメージ



【作動のメカニズム】

- ① 事故発生前より加速度等の情報を記録
- ② 事故発生に伴う急減速や車両停止等を感じ知
- ③ 事故発生直前～事故発生後の決められた時間（上図矢印の期間）の加速度等の情報をEDR内部に記録

【作動トリガー】

以下のいずれかの作動トリガーを感じた場合に事故時の車両の制御等に関する情報を記録

- ・ 急減速：一定レベル以上の急減速を検知
- ・ 車両停止：車両が完全に停止※1
- ・ 安全装置作動：エアバッグ、ABS（アンチロック・ブレーキシステム）、AEBS（衝突被害軽減ブレーキシステム）等の作動

※1 一定時間以上停止、エンジン停止等の条件を満たす場合に限る。

大型車EDR記録情報等の特徴

- 事故発生に伴う急減速や車両停止等を作動トリガーとして、以下の内容等を正確に記録※2。

記録情報の内容 (一部抜粋)	記録時間〔秒〕 (事故発生時を0秒とする)
① 加速度	-20～10
② 車両速度	-20～10
③ アクセル・ブレーキ・ステアリング操作	-20～10
④ シートベルト着用有無	-1.0
⑤ 衝突被害軽減ブレーキの作動状態	-20～10
⑥ 自動操舵機能の作動状態	-20～10

※2 事故直前の加速度など車両の挙動や装置の状態に関するデータ等を記録するものであり、車両周辺や車内の映像等を記録するドライブレコーダーとは異なる。

対象車種

バス、トラック等の大型車

令和6年6月21日
物流・自動車局
自動車整備課

令和6年度スキャンツール補助事業を開始します！

～自動車の電子装置の故障探求をサポートする整備機器の導入等を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、自動車の事故防止を推進するため、自動車整備事業者に対してスキャンツールの導入等を支援します。

1. 申請期間

令和6年7月30日（火）10:00 ～ 令和7年1月31日（金）17:00（**先着順**^{※1}）

※1 予算がなくなり次第終了。

2. 補助対象事業者

自動車整備事業者^{※2}

※2 電子制御装置の認証を受けていない事業者にあつては、今後認証を申請予定である者に限る。

3. 補助概要

- （1）一定の要件を満たすスキャンツール（構成部品であるPC等を含む）を購入する経費の一部を補助
（補助率：1/3、1事業場あたりの補助上限額：15万円）
- （2）スキャンツール活用のための研修の受講費の一部を補助
（補助率：1/3、1事業場あたりの補助上限額：1万円）

注）令和6年4月1日以降にスキャンツール等を購入又は研修を受講した費用が補助対象になります。

4. 申請方法及び問い合わせ先

補助対象機器・研修、公募要領、申請様式など補助事業に関する詳細につきましては、補助事業の事務を行う「TOPPAN 株式会社」のホームページをご覧ください。ご不明な点等あれば、同社のコールセンターへご相談ください。

TOPPAN 株式会社（補助事務執行団体）

ホームページ：<https://hogo-zoushin.jp/>

コールセンター：03-4330-3791（9時～18時（平日のみ））

注）書類の記載方法など申請に関することは、こちらにお問い合わせ下さい。

5. その他

予算に達し公募を終了する場合、上記ホームページにてお知らせ致します。

【問い合わせ先】（注：申請に関するお問い合わせは、上記のコールセンターをご利用下さい。）

物流・自動車局 自動車整備課 東海、佐竹、馬場

TEL：03-5253-8111（代表）（内線 42-415）、03-5253-8599（直通）

令和6年6月25日
物流・自動車局
自動車整備課
保障制度参事官室

来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします ～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の「2か月前」から車検を受けられることとしました。

1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の1か月前から満了日までの間」※に受検いただいておりますが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

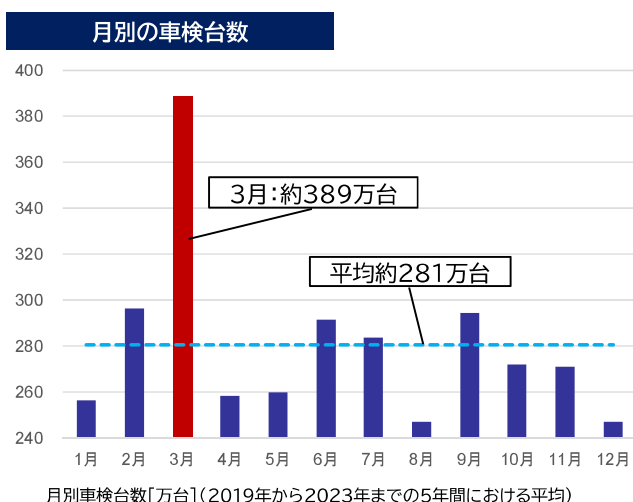
※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます（下図参照）

2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の2か月前から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととしました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。（いずれも令和7年4月1日施行）

3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

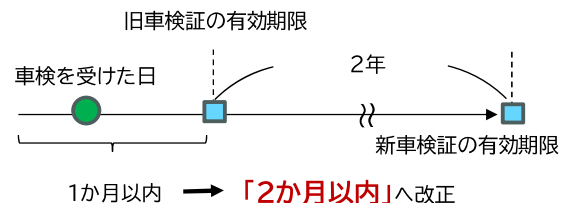
車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。



車検の受検可能期間の拡大(今次改正)

【現行】 ※自家用乗用車の2回目以降の車検の例
車検証の有効期限前1か月以内に受検すると、
新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から
2年間とすることができる。

【改正後】
車検証の有効期限前2か月以内に受検すると、
新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から
2年間とすることができる。



【問合せ先】

物流・自動車局

自動車整備課

保障制度参事官室

本田（内線 42413）

（直通）

03-5253-8599

【車検関係（全般）】

上地（内線 41443）

（直通）

03-5253-8582

【自賠責保険関係】

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則 の一部を改正する省令について

1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 62 条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「車両法施行規則」という。）第 44 条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、二月前以内）と定めているところである。

他方、特定の期間、特に年度末等に継続検査関連業務が集中することで、当該期間中における自動車整備工場等の業務に大きな負担がかかり、その結果、自動車の使用者が継続検査を円滑に受検することに支障が生じることが懸念される状況にある。

そのため、今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の使用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和 30 年運輸省令第 66 号。以下「自賠法施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）継続検査の受検可能期間の拡大（車両法施行規則第 44 条関係）

継続検査を受けようとする自動車の使用者に対し、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「一月前」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、「二月前」）と規定しているところ、これを全国一律に「二月前」とする。

（2）自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 11 条第 4 号に規定する「国土交通省令で定める期間」の拡大（自賠法施行規則第 7 条関係）

保険会社（組合）に対し、自動車損害賠償責任保険（共済）に係る保険期間（共済期間）の末日がその申込みの日から起算して、これから検査を受け、記録されることとなる自動車検査証の有効期間に「一月」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車について継続検査を受ける場合にあっては、「二月」）を加えた期間を経過する日より前の日までの契約の申込みについて、契約の締結義務を課しているところ、継続検査を受けるものにあってはこれを全国一律に「二月」とする。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 6 年 6 月 25 日

施 行：令和 7 年 4 月 1 日

お客様各位

危険と判断した場合、 パンク修理を お断りさせていただきます。

×修理不可

①タイヤに引きずり痕が確認された場合
引きずり痕の例



②上記のような状態が発生していない場合でも、走行状況等※によって
作業者が危険と判断した場合、特にパンク状態での走行距離・期間
が不明な場合はお断りすることもあります。

※入庫時の空気圧、装着位置、
走行距離・期間・積載状況

無理に修理するとバーストの危険!!



※タイヤがバーストする瞬間を人形を用いて撮影したものです。



推進

一般社団法人日本自動車タイヤ協会
全国タイヤ商工協同組合連合会

販売店名

2019.08

乗用車

知ってましたか??

4台に1台が
空気圧不足! ※1

タイヤの空気圧は、1ヶ月に
5%程度、自然低下します ※2

!??

あなたの車は大丈夫?
月に1度は空気圧点検を!

※1 JATMAが2015年～2016年に実施したタイヤ点検における車両標準空気圧未満の平均値
※2 JATMA調べ

空気圧不足のタイヤで走っても“いいこと”ありません!

燃費の悪化!

※1 燃費基準より5%以上の燃費の悪化は燃費の悪化比率(%)

市街地	2.5%
郊外	4.3%
高速道	4.8%

※2 燃費基準より5%以上の燃費の悪化は燃費の悪化比率(%)
使用しているのと同じ計算になる!
燃費基準より5%以上の燃費の悪化は燃費の悪化比率(%)
燃費基準より5%以上の燃費の悪化は燃費の悪化比率(%)

タイヤ寿命の低下!

例
傷痕(両側縁部)

バーストの危険!

例
バースト

やってみよう! 空気圧点検!

点検方法はコチラ

一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 (JATMA)

2023 年空気充てん作業時及び空気補充時の事故調査概要について

事故概要

- ① 2023 年中の空気充てん作業時の事故は、17 件。
 - ・パンク修理作業に関連する事故は、4 件(24%)。
 - ・パンク走行等に伴うタイヤの損傷は、5 件(29%)
その内、引きずり痕の未確認は 1 件(6%)。
 - ・安全囲い等を使用していなかったケースは、7 件(41%)。
 - ② 空気補充中の事故は、1 件。
- 【参考】その他、空気充てんを伴わない作業での死亡事故は、1 件。

事故を防ぐ為に ！

まずは、法令順守（労働安全衛生法令で定められた事業者・作業者の責務を厳守しましょう）

- ・空気充てん作業者は、必ず特別教育を受講すること。
- ・エアコンプレッサーの圧力調整弁を適正に調整すること。
- ・安全囲い等飛来防止器具の使用をすること。

1. パンク修理等に伴う空気充てん作業時の注意点

- ・空気を入れてパンク箇所を確認する場合は、安全囲いに入れた上で、100kPa 以上は充てんしないこと。パンク箇所がわからない場合は、リム解きし、内面からパンク箇所を確認する。
但し、トラック及びバス用タイヤ、小形トラック用タイヤの場合は、安全囲いに入れた状態のまま、少しずつ空気充てんを行い、都度パンク箇所の確認を繰り返すこと。
300kPa までにパンク箇所がわからない場合は、それ以上空気を充てんせず、リム解きして内面からパンク箇所を確認すること。
- ・パンク(バルブ等の損傷を含む)修理する場合は、低内圧走行等によりダメージを受けている可能性があるため、リム解きし、引きずり痕等の異常がないことを確認の上、作業を行うこと。
- ・パンク修理したタイヤは、コードが疲労している場合があるので、空気充てん後、5 分以上を目安として安全囲い内で破裂しないことを確認してから車両に取付けること。
- ・下表のビードシーティング圧を厳守すること。

タイヤの種類		ビードシーティング圧
乗用車用／小形トラック用／トラック及びバス用		300kPa
農業機械用	使用空気圧 250kPa 以上	250kPa
	使用空気圧 250kPa 未満	使用空気圧
建設車両用／産業車両用	ロックリング式	50kPa
	上記以外	300kPa

※上表にかかわらず、タイヤメーカーの指定がある場合はそれに従うこと。
- ・リムのサビ、フランジ部の変形に注意すること。
- ・コア無し充てんしないこと。
- ・パンク修理した TB 用タイヤ、LT 用タイヤに空気を充てんする際は、できるだけ頭部を保護する措置(ヘルメット等の装着)及び眼部を保護する措置(ゴーグル等の装着)を講じること。
- ・空気充てん中は、タイヤサイドウォール部の正面から身体を避けること。
- ・空気充てん時、又は充てん後タイヤサイドウォール部からの異音(プチプチ音等)が聞こえたら、ただちに作業を中止し、避難すること。

2. 空気補充時の注意点

- 極端な空気圧不足（目安：指定空気圧の半分以下）の場合は、パンク等による低空気圧走行で、タイヤがダメージを受けている可能性あり。

そのままの状態では空気を補充すると、タイヤが破裂し、作業者が死傷した事例あり。

このような場合は、車両からタイヤを外して、リム解きし、タイヤサイド部及び内面部に引きずり痕等の異常がないことを確認した上で安全囲いの中で空気を補充すること。

補充作業時又は補充後、サイド部からの異音（プチプチ音など）が聞こえたら、ただちに作業を中止し、避難すること。

尚、パンク箇所を確認する場合は、「1.パンク修理等に伴う空気充てん作業時の注意点」を参照。

2023年空気充てん作業時(空気補充を除く)の事故調査結果

2024.2.9

一般社団法人日本自動車タイヤ協会
調査期間:2023年1月～12月

No.	業 態	タイヤサイズ等	人 的 被 害	物 的 被 害	作業者経験年数	状 況	破損原因(推定)	参考情報					そ の 他
								空気充てん特別教育	安全囲いの設置等	安全囲い等の使用	減圧器の設置	減圧器(設備設定圧)の	
1	<専門店>	145/80R10 PC〔新品〕	無し	×	3年以上	新品タイヤをリム組みし、タイヤチェンジャーに固定し、空気を充てん。 300kPaでビードが上がるがらず、空気充てんを続けたところ、約400kPaでサイド部及びビード部が破裂した。 高圧充てんが原因と考えられる。	作業不適正 (高圧充てん)	○	○	○	○	×	コア無し充てん 潤滑剤の使用有り
2	<OS>	165/80R15 PC〔新品〕	無し	×	3年以上	新品タイヤをリム組みし、タイヤチェンジャーに固定し、空気を充てん。 約300kPaでビードが上がる直前に、ビード部からサイド部にかけて破裂した。 高圧充てんが原因と考えられる。	作業不適正 (高圧充てん)	○	×	○	○	×	コア無し充てん 潤滑剤の使用有り
3	<専門店>	245/70R19.5 TB〔修理〕	無し	×	3年以上	バンク修理依頼のあったタイヤと同じ複輪に装着されていたタイヤの内圧が0kPaであったため、タイヤ内面、外面共に異常がないことを確認し、空気を充てん。 約400kPaでサイド部が破裂した。 バンク走行等によりタイヤが損傷していたことが原因と考えられる。 引きずり痕は無し。	バンク走行等に伴うタイヤの損傷 (引きずり痕なし)	○	○	○	○	○	コア有り充てん 潤滑剤の使用有り
4	<専門店>	385/95R25 OR〔組替〕	軽傷	×	3年以上	冬用タイヤから夏用タイヤへの交換作業実施。 車面に取り付けた状態でリム解き、リム組みを行っていたところ、右前タイヤの作業中、ビードシーティング中にリングが吹き抜けた。	原因不明	○	○	○	○	○	コア無し充てん 潤滑剤の使用有り
5	<RS>	8.25R16 14PR LT〔修理〕	重傷	×	3年以上	バンク修理依頼あり。 修理後、空気充てん中約400kPaでサイド部が破裂した。 バンク走行等によりタイヤが損傷していたこと及び引きずり痕を確認していなかったことが原因と考えられる。	バンク走行等に伴うタイヤの損傷 (引きずり痕未確認)	不明	×	×	○	○	コア有り充てん
6	<専門店>	195/85R16 LT〔新品〕	無し	×	3年以上	新品タイヤをTB用のタイヤチェンジャーにてリム組みし、空気充てん中にサイド部が破裂した。 リム組み時、ビード部を損傷させてしまったことが原因と考えられる。	作業不適正 (ビード損傷)	○	○	×	○	○	コア有り充てん 潤滑剤の使用有り
7	<専門店>	195/75R15 LT〔新品〕	無し	×	3年以上	新品タイヤをリム組みし、タイヤチェンジャーに固定し、空気を充てん。 空気充てん中、約600kPaでビード部が破裂した。 リム組み時、ビード部を損傷させてしまったことが原因と考えられる。	作業不適正 (ビード損傷)	○	×	○	×	×	コア有り充てん 潤滑剤の使用有り
8	<専門店>	6.00-9 PR数不明 ID〔新品〕	重傷	×	3年以上	フォークリフトのタイヤの新品への交換作業を実施。 二つ割リムを合わせ、ブレーキを重ねてボルト、ナット固定作業を行い、トルクレンチでの確認締め未実施の状態で組込みを行った。 地面にタイヤ、ホイールセットを置いた状態で空気充てんを実施し、約350kPaでホイールとブレーキが外れ飛んだ。	作業不適正 (その他(通正トルクでの締め付け未実施))	○	×	×	○	○	コア有り充てん 潤滑剤の使用有り
9	<専門店>	5.00-8 8PR ID〔組替〕	軽傷	×	3年以上	二つ割リムのタイヤ交換作業を2名で実施。 1名が組込み作業を行い、リムボルトをインパクトレンチで規定トルクの約半分のトルクで締め付け、安全囲いに入れ、空気を充てん。 規定トルクでの締め付けが未実施であったため、空気充てん済みの状態でトルクレンチで締め付けたが、ボルト、ナットが供回りし、正しく締め付けられなかった。 その後、作業者が入れ替わり、空気充てん済であることを知らずにインパクトレンチで締め付けたところ、リムボルト6本中5本が抜け、破裂した。	作業不適正 (その他((過締めによるボルト・ナットの变形))	○	○	○	○	○	コア有り充てん 潤滑剤の使用有り

No.	業 態	タイヤサイズ等	人 的 被 害	物 的 被 害	作業者経験年数	状 況	破損原因(推定)	参考情報					そ の 他
								空気充てん特別教育	安全囲いの設置等	安全囲い等の使用	減圧器の設置	減圧器設置圧の(設定圧)	
10	<SS>	145/80R12 LT〔新品〕	無し	×	3年以上		ユーザー持ち込みのアルミホイールに新品タイヤをリム組みし、タイヤチェーンに固定し、空気を充てん。ビードが上からず、空気を充てんを続けたところ、約450kPaでビード部が嵌合するのとほぼ同時に破裂した。高圧充てんが原因と考えられる。	○	×	○	×	×	コア無し充てん 潤滑剤の使用有り
11	<専門店>	11R22.5 16PR TB〔組替〕	無し	×	3年以上		出張作業にてユーザーがコンテナ内に保管していたタイヤに組替後、空気を充てん中にサイド部が破裂した。バンク走行等によりタイヤが損傷していたこと及び引きずり痕を見落としてしまったことが原因と考えられる。	○	×	×	○	×	コア無し充てん 潤滑剤の使用有り
12	<専門店>	265/70R19.5 TB〔修理〕	無し	×	3年以上		バンク修理依頼あり。 ヒアリングをした上で、外傷、引きずり痕がないことを確認し、内面修理後、安全囲いに入れ空気を充てん。約500kPaで異音が生じた直後にサイド部が破裂した。 バンク走行等によりタイヤが損傷していたことが原因と考えられる。 引きずり痕は無し。	○	○	○	○	○	コア有り充てん 潤滑剤の使用有り
13	<専門店>	175/80R15 LT〔新品〕	無し	×	3年以上		出張作業にて新品タイヤをリム組みし、空気を充てん後車面に装着。約10分後に右前輪のビード部からサイド部にかけて破裂した。 リム組み時、ビード部を損傷させてしまったことが原因と考えられる。	○	×	×	○	×	コア無し充てん 潤滑剤の使用有り
14	<専門店>	6.00-9 10PR ID〔新品〕	重傷	×	3年以上		新品タイヤへの組み換え作業時、一部のナットの回転がスムーズではなかったが、ボルトがホイールに溶接されていたため、ナットのみ中古品に交換し、トラップの荷台で空気を充てん、300kPaまで充てんし、車面にタイヤを取り付けようとしたところ、ナットが全て外れホイールとタイヤが上方へ飛来し、作業者の親指に接触した。 ホイールのボルト部分が磨減していたことが原因と考えられる。	○	×	×	○	○	コア有り充てん 潤滑剤の使用無し
15	<専門店>	7.50R16 14PR LT〔修理〕	無し	×	3年以上		スタッドレスタイヤへの交換作業時、バンクを発見。 チューブのサイド部に破れがあり、タイヤ、フラップには問題がないことを確認し、チューブのみ新品に交換した。 組み込み後、安全囲いに入れ空気を充てん。 約300～400kPaでサイド部が破裂した。 バンク走行等によりタイヤが損傷していたことが原因と考えられる。 引きずり痕は無し。	○	○	○	○	○	コア有り充てん 潤滑剤の使用有り
16	<専門店>	195/75R15 LT〔新品〕	無し	×	3年以上		新品タイヤをリム組み後、安全囲い内にタイヤを入れ、自動空気を充てん装置にて充てん空気を600kPaに設定し、空気を充てん。充てん中にビード部が破裂した。 リム組み時、ビード部を損傷させてしまったことが原因と考えられる。	○	○	○	○	○	コア有り充てん 潤滑剤の使用有り
17	<CD>	215/70R16 PC〔新品〕	無し	×	3年以上		前日(12/24)に新品タイヤの交換作業を試みるも、ビード間が狭くビードシーディングしなかったため、一旦リム解きし、ビード間に空きを生じ保管。 翌日(12/25)再度リム組みし、車面装着完了後、作業ピットから駐車場まで車面を移動し、1時間経過後、ビード部からサイド部にかけて破裂した。 リム組み時、ビード部を損傷させてしまったことが原因と考えられる。	○	×	×	○	○	コア有り充てん 潤滑剤の使用有り

備考：本表は、事故等の再発防止・啓発用の情報として使用するため、個人情報及び事故の詳細についてはお答えできません。

2023年空気充てんを伴わない作業での事故調査結果

2024.2.9
一般社団法人日本自動車タイヤ協会
調査期間:2023年1月～12月

No.	業 態	タイヤサイズ等	人 的 被 害	物 的 被 害	作業者 経験年 数	状 況	破損原因(推定)	そ の 他
1	〈専門店〉	20.5-25 16PR OR[ローテーション]	死亡	×	3年以上	フロントとリアのローテーション作業を実施するため、2名で出張。 ジャッキアップ後、空気充てんされた状態でホイールごと取り外すためナットを緩めたが、車両側センターハブとホイールが軋で固着していたため外れず、外側よりフランジ部を鋭鋭ハンマーで打撃。 固着が解けず、作業者を交代し同様に打撃を加えたところ、1回目でロッキング、シートバンド、タイヤが外れ飛んだ。	不良ホイール (センターハブとホイールの固着)	

備考:本表は、事故等の再発防止・啓発用の情報として使用するため、個人情報及び事故の詳細についてはお答え出来ません。

2023年 空気補充中の事故調査結果

2024.2.9
一般社団法人日本自動車タイヤ協会
調査期間:2023年1月～12月

No.	業 態	タイヤサイズ等	人 的 被 害	物 的 被 害	作業者 経験年 数	状 況	破損原因(推定)	そ の 他
1	〈専門店〉	225/80R17.5 TB	無し	×	3年以上	ホイール付きタイヤ2本の空気圧点検及び補充依頼あり。 2013年製のタイヤで、外観にシワ、ヒビ、亀裂などが発生していることを確認し、空気補充を実施。 空気補充中、700kPaで亀裂音と同時にサイド部が破裂した。	原因不明	

備考:本表は、事故等の再発防止・啓発用の情報として使用するため、個人情報及び事故の詳細についてはお答え出来ません。

国土交通省 北海道運輸局
自動車技術安全部長 殿

一般社団法人 日本損害保険協会
北海道支部事務局長 長崎 道



要 望 書

北海道内外で自動車整備工場の不適切な請求が蔓延しております。

本年3月には、貴省から「車体整備にかかるガイドライン（指針）」が策定・公表されました。

北海道でも、昨年度後半以降、複数の道内自動車整備事業者においても不適切な行為が判明し、マスコミで報道されるなど顕在化しております。

日本損害保険協会では、昨年11月に「保険金不正請求の手口の把握・研究」について、不正の種類・手口の事例および対策例をすべての会員会社と共有のうえ、会員会社における不正請求に対する牽制機能の発揮や必要な損害調査の実施を促しております。

これを受けて、損害保険各社も自動車整備工場の不適切な請求の発見に努め、消費者被害等が発生しないよう努力しているところですが、1件ずつの対応であり、スピード感に欠ける点も否めません。

つきましては、誠に勝手ながら、自動車整備業界の健全化のために、貴部におかれましても可能な範囲でご協力を賜りたく、お願い申し上げます。具体的には、自動車整備工場の階層別研修等において、不適切な請求に関する注意喚起のご協力を賜れますとありがたく存じます。ご検討いただければ幸いです。

なお、注意喚起にご協力をいただける場合は、不適切な請求に関する事例の資料や、自動車整備工場の不適切な請求を発見した際に損害保険会社が行った対応例なども、必要に応じて会員会社から貴部に提供させていただきますので、ご遠慮なくお申し付けくださいますようお願いいたします。

以上

事例資料

1. 実際には脱着されていない部品の脱着工賃と脱着にともなう小部品の取替計上
2. レンタカー費用の架空請求
3. ダミーパテ・ダミーサフを用いた塗装作業の偽装

損傷の無いパネルにダミーパテ・ダミーサフを塗布し、写真撮影後に塗装作業を実施したかのように見せかけ、板金・塗装代を請求したもの。

◆ 発覚事例の多い、ダミーサフ写真の共有（2 事例）

事例①：損傷の無い左フロントフェンダにダミーサフを塗布し、写真撮影後に拭取った事例。



事例②：損傷の無い右フロントフェンダにダミーサフを塗布し、写真撮影後に拭取った事例。



点検又は整備料金に関する遵守事項について

自動車特定整備事業者の遵守事項は、以下のとおり点検又は整備料金の掲示等が定められており、継続検査に係る手数料や点検又は整備料金等を広告、チラシ、HP等により表示する際及び依頼者に対して説明する際に誤解を与えないように行わなければなりません。

道路運送車両法施行規則 第62条の2の2（抜粋）

- 1 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。
 - イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合
 - ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合
- 2 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 3 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

景品表示法のしくみ

(参考)



(出典：よくわかる景品表示法と公正競争規約 消費者庁)

ひと目でわかる車体表示

事業用貨物自動車に関する適正な車体表示について

自動車に関する表示義務については、道路運送法第95条(以下、法という。)により使用者の氏名又は名称、その他省令に定める事項が規定され、非表示又は虚偽の表示等不適正な表示に対する罰則が法第105条(50万円以下の過料)にて整備されています。

適正な車体表示の具体的な実施方法

(1) 車体に表示する事項

許可を受けた貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は記号、その他省令で定める事項。

(2) 車体表示の方法

- ① 車体にペンキ等により表示し、表示する位置は、下記に示した「事業用貨物自動車の車体表示の例」を参考。
- ② 表示方法は、車体に直接書き込む方法により行うこととし、布テープ、マグネット等による貼り付けについては、原則、不可。

「事業用貨物自動車の車体表示の例」

* 見やすいように表示



特記事項

1. 表示箇所は、原則、荷台部とし、やむを得ない場合は、ドア部、キャビンのいずれかの位置。表示は、左右両面
2. 株式会社は、(株)、有限会社は、(有)での表示は可。
3. 見やすい表示にするために、字体の種類、大きさに注意を払うこと。
(荷台部の文字の大きさ)
普通車は、概ね縦横12cm以上
小型車は、概ね縦横8cm以上

ひと目でわかるダンプ番号・車体表示

自動車に関する表示義務については、道路運送法第95条により使用者の氏名又は名称、その他省令に定める事項が規定され、非表示又は虚偽の表示等不適正な表示に対する罰則も整備されています。それに加えて大型ダンプカーに関する表示については、使用者の氏名・名称の表示に加え、ダンプ規制法（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法）第4条により、指定された表示番号等を表示しなければなりません。車体表示同様に罰則がダンプ規制法第20条(3万円以下の罰金)により整備されています。

ダンプカーにおける適切なダンプ番号・車体表示について

ダンプ番号表示注意

○ ダンプ番号の表示箇所は下記の通り規定された場所に必ず記載しなければなりません。

【表示箇所】

- ① 荷台の後面
- ② 荷台の両側

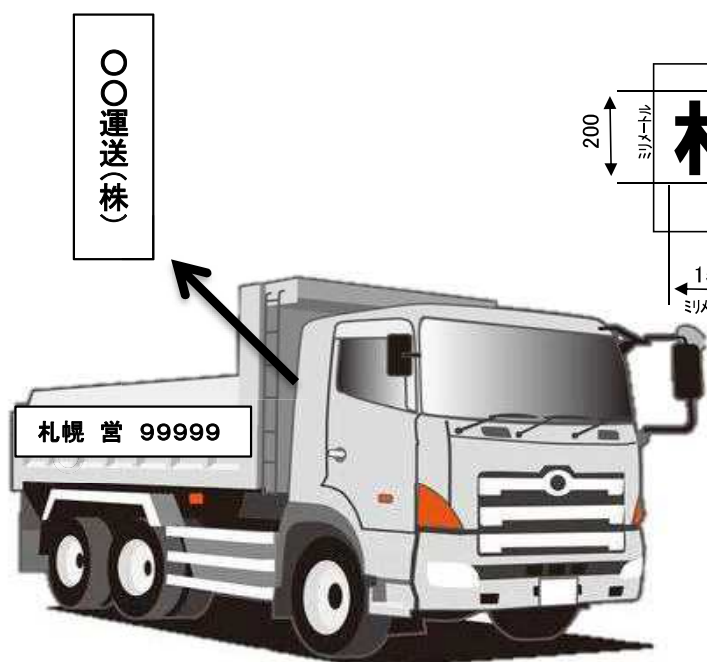
※表示方法は、ペンキ等により左横書き、文字・記号及び数字は黒色とし、地を白色とする。

車体表示注意

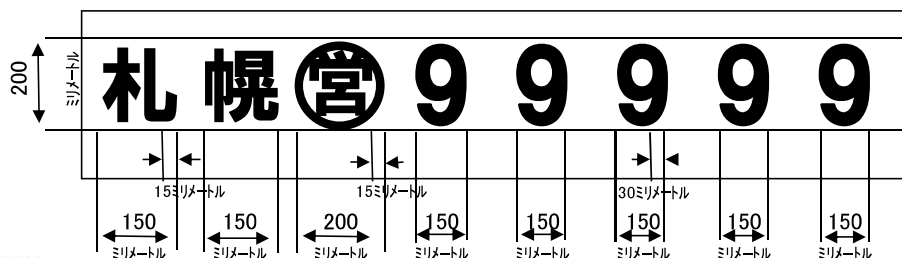
○ ドア部、キャビンのいずれかの位置に必ず表示を行い、**左右両側**に使用者の氏名または名称が記載されていなければならない。

○ 株式会社は、(株)、有限会社は、(有)での表示は可。

○ **車体に直接書き込むこととし、見やすい表示にするために字体の種類や大きさに注意をすること。**



〇〇運送(株)



軽自動車に オーバーフェンダーを取り付けたときには？

○取り付けた状態の幅を確認してください

○幅が**1.48m※**を超えている場合は普通自動車又は小型自動車として**運輸支局へ申請**が必要です

※寸法は軽自動車の製作年月日により異なります

○申請の前に必要書類などを運輸支局へ確認してください

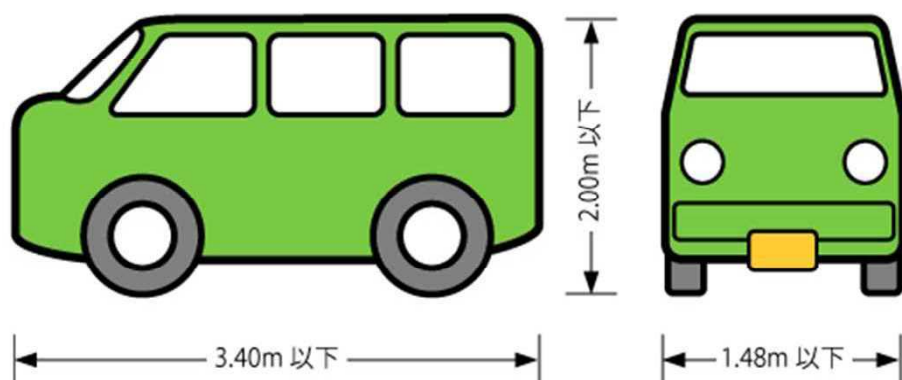
○申請の際には運輸支局へ車を持ち込み、**検査が必要**です

○検査のためには**事前の予約が必要**です

○年式等によっては普通自動車又は小型自動車にできない場合があります



オーバーフェンダーの例



画像出典 軽自動車検査協会ホームページ
<https://www.keikenkyo.or.jp/information/knowledge/what.html>

問い合わせ窓口

※ 自動音声ガイダンスが流れたら、**02181**を入力してください。

※ お問い合わせの内容により他部門へ取り次ぎをさせていただきます

連絡先	所在地	電話番号
札幌運輸支局(検査・整備・保安担当)	札幌市東区北28条東1丁目	050-5540-2001
函館運輸支局(検査・整備・保安担当)	函館市西桔梗町555番地24	050-5540-2002
旭川運輸支局(検査・整備・保安担当)	旭川市春光町10番地1	050-5540-2003
室蘭運輸支局(検査・整備・保安担当)	室蘭市日の出町3丁目4番9号	050-5540-2004
釧路運輸支局(検査・整備・保安担当)	釧路市鳥取大通6丁目2番13号	050-5540-2005
帯広運輸支局(検査・整備・保安担当)	帯広市西19条北1丁目8番4号	050-5540-2006
北見運輸支局(検査・整備・保安担当)	北見市東三輪3丁目23番地2	050-5540-2007

二輪自動車の指定部品の取扱いについて

二輪自動車に装着される下記の部品について取扱いを見直し、安全性の確保、公害の防止上支障が少ない部品として、**令和6年3月以降の継続検査から**、一定範囲[※]を超えた場合でも構造等変更検査の手続きを不要とします。

記

1. 空気流を調整等するための部品

カウル類，ウィンドウシールド，ステップ

2. 手荷物等を運搬するための部品

パニアケース，リヤキャリア，リヤキャリアボックス

3. その他部品

クラッチ／ブレーキレバー，ナックルガード，バックレスト，クラッシュガード，グラブバー，シーシーバー

※一定範囲

長さ	幅	高さ	車両重量
± 3 cm	± 2 cm	± 4 cm	± 50kg

⚠️ このような改造は不正改造です。

⚠ 不正改造チェック項目

⚠ 不正改造は犯罪です!

バイクも

クルマも

交換用マフラーは

基準適合品を!



スマホに購入する際は
要注意です。

不正改造車の
使用者

整備命令の発令
▶整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金



マフラー(消音器)に対する騒音対策

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用
※車検がない原動機付自転車(〜125cc)、軽二輪自動車(125〜250cc)にもこの基準は適用されます。

1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

- マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの。
- (例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



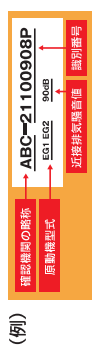
2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

① 次のいずれかの表示があるマフラー

- (イ) 自動車製作者表示(純正マフラー)
(例) 自動車メーカー商号、商標等
- (ロ) 装置型式指定品表示(自マーク)
(例) 自



(ハ) 性能等確認済表示(確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示)



(性能等確認済表示の例)

(二) 協定規則適合品表示
(Eマーク)



(ホ) 欧州連合指令(EU指令)
適合品表示(eマーク)



(数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合は除きます。)

② 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

- (イ) 加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等
■ 公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。
- (ロ) 加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等
■ 外国の法令に基づく書面又は表示で確認できます。例えば、以下のものがあります。
(ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)
• COCペーパー(EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書)
• WVTAラベル又はプレート(EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの)

注意!

平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考: 不正改造に
関する罰則

不正改造車の
使用者

整備命令の発令
▶整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金

北海道運輸局管内整備事業の現況(令和6年3月末現在)

(1) 認証工場数及び指定工場数

令和6年3月末現在において、認証工場数は4,180工場で対前年比1工場の減少、指定工場数は1,770工場で対前年比9工場の減少となっています。

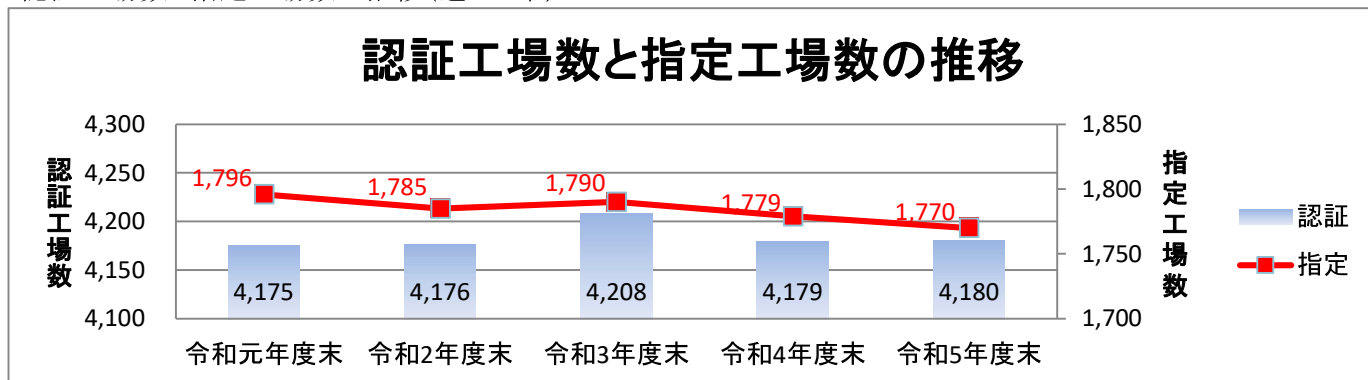
これらを運輸支局別にみると、認証工場数は室蘭・釧路・北見で増加、旭川・帯広は変動はなく、その他は減少となった。指定工場数は、北見のみで増加、旭川・釧路は変動なし、その他は減少となっています。

北海道運輸局管内の全体数に対する運輸支局ごとの割合は、認証工場及び指定工場ともに札幌が約39%を占め、続いて旭川が約14～16%、その他は8～10%となっています。

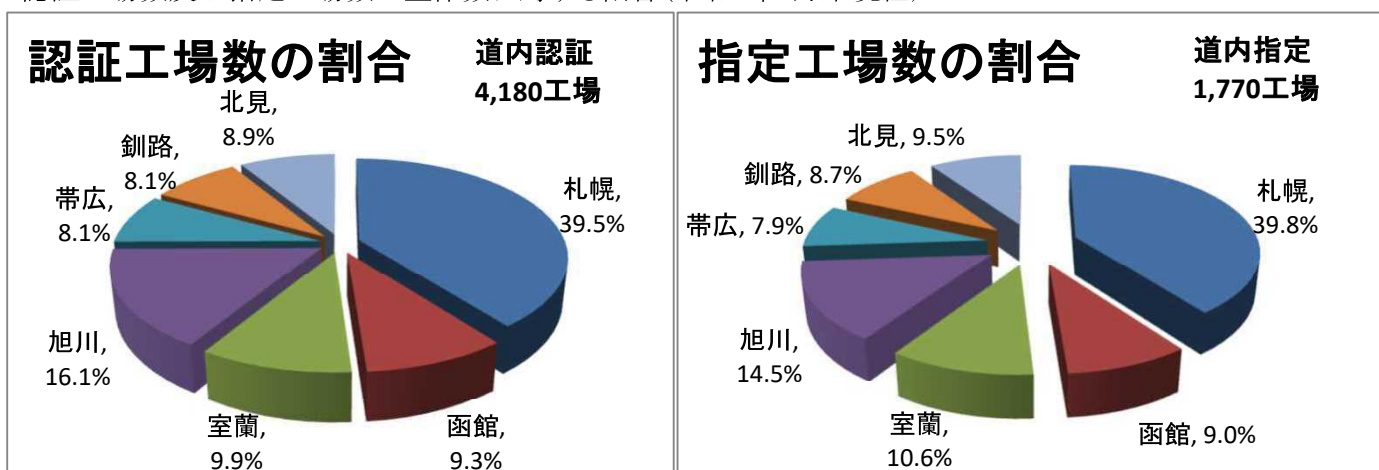
認証工場数、優良認定工場数及び指定工場数(過去5年)

支局別	整備事業	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
札幌	認証	1,649	1,646	1,671	1,656	1,652
	認定	50	49	49	49	49
	指定	719	716	716	711	705
	指定／認証	43.6%	43.5%	42.8%	42.9%	42.7%
函館	認証	390	392	398	393	390
	認定	22	22	22	20	19
	指定	164	162	162	161	160
	指定／認証	42.1%	41.3%	40.7%	41.0%	41.0%
室蘭	認証	407	408	410	411	415
	認定	14	14	14	14	13
	指定	190	188	190	188	187
	指定／認証	46.7%	46.1%	46.3%	45.7%	45.1%
旭川	認証	666	675	674	673	673
	認定	40	39	39	39	39
	指定	254	254	256	256	256
	指定／認証	38.1%	37.6%	38.0%	38.0%	38.0%
帯広	認証	340	337	343	340	340
	認定	32	31	31	31	29
	指定	142	140	139	141	139
	指定／認証	41.8%	41.5%	40.5%	41.5%	40.9%
釧路	認証	346	343	342	339	340
	認定	22	22	22	18	17
	指定	159	157	158	154	154
	指定／認証	46.0%	45.8%	46.2%	45.4%	45.3%
北見	認証	377	375	370	367	370
	認定	19	19	19	19	19
	指定	168	168	169	168	169
	指定／認証	44.6%	44.8%	45.7%	45.8%	45.7%
局計	認証	4,175	4,176	4,208	4,179	4,180
	認定	199	196	196	190	185
	指定	1,796	1,785	1,790	1,779	1,770
	指定／認証	43.0%	42.7%	42.5%	42.6%	42.3%
全国計	認証	91,644	91,532	91,790	91,967	92,363
	認定	2,757	2,709	2,608	2,570	2,538
	指定	30,107	30,107	30,118	30,153	30,025
	指定／認証	32.9%	32.9%	32.8%	32.8%	32.5%
局／全国	認証	4.6%	4.6%	4.6%	4.5%	4.5%
	認定	7.2%	7.2%	7.5%	7.4%	7.3%
	指定	6.0%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%

認証工場数と指定工場数の推移(過去5年)

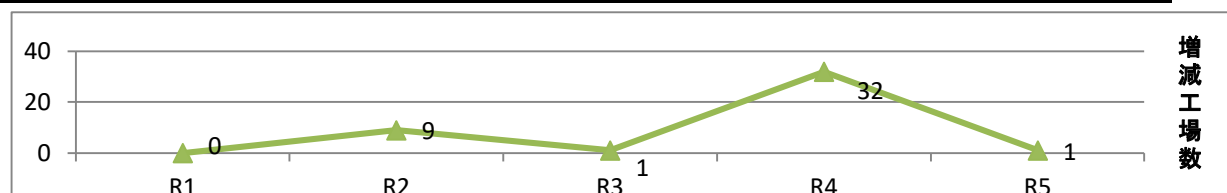


認証工場数及び指定工場数の全体数に対する割合(令和6年3月末現在)



自動車特定整備事業の新規及び廃止状況(過去5年)

項目 支局別	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
札幌	32	34	26	29	50	24	28	39	28	32
函館	2	6	8	6	13	8	1	3	5	8
室蘭	3	3	4	3	8	6	5	3	9	5
旭川	11	12	16	7	11	12	3	4	13	13
帯広	7	2	3	6	11	5	2	4	8	8
釧路	2	4	4	7	5	6	2	4	4	3
北見	0	4	2	4	0	5	4	6	7	4
局計	57	48	63	62	98	66	45	63	74	73



自動車特定整備事業の廃止理由調査結果(過去5年)

項目 年度	廃止理由										計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難 事業者死亡	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合 及びその他	
R1	2	2	7	3	21	0	0	0	0	32	67
R2	4	0	10	4	18	2	2	0	0	22	62
R3	4	0	11	4	10	1	0	0	0	36	66
R4	7	2	12	15	2	0	1	0	5	33	77
R5	1	5	11	4	22	1	0	1	0	28	73

注:その他に取消件数も含む。

(2) 整備主任者数及び検査員数

令和6年3月末現在において、北海道運輸局管内の整備主任者数は10,843名で対前年比52名の減少、検査員数は5,743名で対前年比25名の増加となっています。

整備主任者数及び自動車検査員数の推移は、ページ下の棒グラフに示すとおりです。

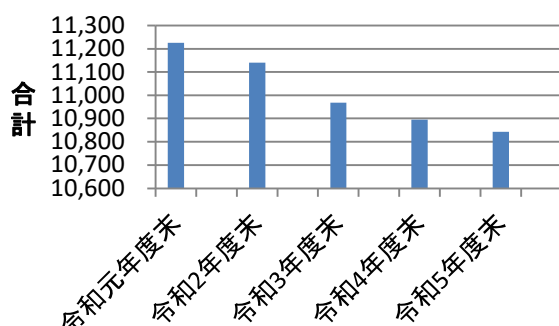
整備主任者の選任状況の推移(過去5年)

項目 支局別	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
札幌	4,597	4,583	4,506	4,453	4,457
函館	1,001	995	965	966	955
室蘭	1,153	1,132	1,109	1,106	1,115
旭川	1,723	1,714	1,664	1,664	1,665
帯広	1,059	1,035	1,028	1,033	1,018
釧路	854	854	828	807	824
北見	838	827	868	866	809
局計	11,225	11,140	10,968	10,895	10,843
全国計	222,290	222,062	218,513	216,842	218,600
局／全国	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%

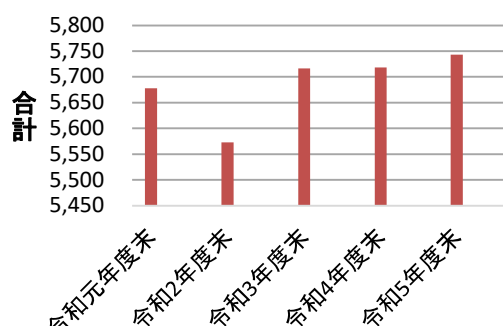
検査員の選任状況の推移(過去5年)

項目 支局別	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
札幌	2,283	2,245	2,320	2,329	2,376
函館	487	461	472	473	477
室蘭	600	578	599	585	575
旭川	856	840	869	871	864
帯広	540	536	529	539	528
釧路	408	402	417	416	414
北見	504	511	510	505	509
局計	5,678	5,573	5,716	5,718	5,743
全国計	96,822	96,904	96,927	97,189	99,011
局／全国	5.9%	5.8%	5.9%	5.9%	5.8%

整備主任者数の推移



検査員数の推移



自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

令和4年10月現在

点検区分等 対象車種			定期点検の間隔							車検証の有効期間		備考 (主な車種など)
			3 か 月 (別表3)	3 か 月 (別表4)	6 か 月 (別表5)	6 か 月 (別表5の2)	1 年 (別表6)	1 年 (別表7)	初 回	2 回 目 以降		
運送事業用	旅客	普通・小型	○						1年	1年	バス、ハイヤー、タクシー	
		軽	○						2年	2年	車いす移動車、電気自動車	
		幼児専用車	○						1年	1年	園児送迎車	
	貨物	GVW8 t 以上	○	トレーラ					1年	1年	事業用トラック等 (3輪車を含む)	
		GVW8 t 未満	○	トレーラ					2年	1年		
	乗用	軽					●		2年	2年	※貨物軽自動車運送事業の経営届出を提出されているものに限る	
		2輪						●	3年	2年	バイク便(貨物ではない)	
	霊柩	定員10人以下	○						2年	2年		
		定員11人以上	○						1年	1年	バス型霊柩車	
	大特	貨物	GVW8 t 以上	○	トレーラ				1年	1年	ストラドル・キャリヤ	
GVW8 t 未満			○	トレーラ				2年	1年	ポール・トレーラ		
レンタカー	貨物	GVW8 t 以上	○	トレーラ				1年	1年	トラック(3輪車を含む)		
		GVW8 t 未満	○	トレーラ				2年	1年			
		軽			○			2年	2年			
		定員11人以上	○						1年	1年	バス	
		幼児専用車(軽以外)	○						1年	1年	園児送迎車【軽は別表6】	
		乗用	普通・小型			○				2年	1年	乗用車
	軽				○				2年	2年		
	3輪		○						2年	1年		
	2輪	小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)	
		検査対象外軽自動車				○			なし	なし	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)	
	特種※	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車等	
		貨物	GVW8 t 以上	○	トレーラ				1年	1年	タンク車、冷蔵冷凍車等	
			GVW8 t 未満	○	トレーラ				2年	1年		
		軽			○				2年	2年		
		大特	GVW8 t 以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン等	
			GVW8 t 未満	○					2年	1年	フォーク・リフト等	
		貨物	GVW8 t 以上	○	トレーラ				1年	1年	ストラドル・キャリヤ	
GVW8 t 未満			○	トレーラ				2年	1年	ポール・トレーラ		
検査対象外軽自動車(二輪を除く)		○						なし	なし	そり付カタピラ付軽自動車		
自家用自動車	貨物	GVW8 t 以上	○	トレーラ				1年	1年	トラック(3輪車を含む)		
		GVW8 t 未満			○			2年	1年			
		軽					●		2年		2年	
		定員11人以上	○						1年	1年	バス	
		定員11人以上(有償旅客)	○						1年	1年	バス	
		幼児専用車(軽以外)			○				1年	1年	園児送迎車【軽は別表6】	
	乗用	普通・小型					●		3年	2年	一般の乗用車(マイカー) 自家用有償旅客に使用する乗用車	
		普通・小型(有償旅客)					●		3年	2年		
		軽					●		3年	2年		
		軽(有償旅客)					●		3年	2年		
		3輪			○				2年	2年		
	2輪	小型(特種二輪を含む)						●	3年	2年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)	
		検査対象外軽自動車						●	なし	なし	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)	
	特種※	普通・小型(二輪を除く)	○☆		○				2年	2年	キャンピング車等 ☆印:GVW8t以上	
		普通・小型(有償旅客)			○				2年	2年	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等	
		貨物	GVW8 t 以上	○	トレーラ				1年	1年	タンク車、冷蔵冷凍車等	
			GVW8 t 未満			○			2年	1年		
軽						●		2年	2年			
大特	軽(有償旅客)					●		2年	2年	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等		
	GVW8 t 以上	○						2年	2年	ホイール・クレーン等		
		GVW8 t 未満			○			2年	2年	フォーク・リフト等		
	貨物	GVW8 t 以上	○	トレーラ				1年	1年	ストラドル・キャリヤ		
		GVW8 t 未満			○			2年	1年	ポール・トレーラ		
検査対象外軽自動車(二輪を除く)				○				なし	なし	そり付カタピラ付軽自動車		

注 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印: 2年 ○印: 1年

2. GVW: 車両総重量

※ 積載量が指定されていて、物を運搬することが目的とされるために、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が1年であったものにおいては、車両総重量8トン未満について初回のみ2年となる。

別表3: 事業用自動車

別表4: 被けん引自動車

別表5: 自家用貨物自動車

別表5の2: 二輪自動車(レンタカーに限る)

別表6: 自家用乗用自動車

別表7: 二輪自動車(レンタカー除く)

別表1・2は日常点検

北海道管内運輸支局 組織のご案内

●札幌運輸支局

〒065-0028 札幌市東区北28条東1丁目

電話 ○ 総務企画担当 011-731-7166
○ 輸送・監査担当 011-731-7167
○ 検査整備保安担当 011-731-7168
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2001

●旭川運輸支局

本庁舎

〒070-0902 旭川市春光町10番地

電話 ○ 総務企画担当 0166-51-5271
○ 輸送・監査担当 0166-51-5272
○ 検査整備保安担当 0166-51-5363
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2003

●釧路運輸支局

〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号

電話 ○ 総務企画担当 0154-51-2522
○ 輸送・監査担当 0154-51-2514
○ 検査整備保安担当 0154-51-2523
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2005

●北見運輸支局

〒090-0836 北見市東三輪3丁目23番地2

電話 ○ 企画輸送・監査担当 0157-24-7631
○ 検査整備保安担当 0157-24-7633
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2007

●函館運輸支局

〒041-0824 函館市西桔梗町555番24

電話 ○ 総務企画担当 0138-49-8862
○ 輸送・監査担当 0138-49-8863
○ 検査整備保安担当 0138-49-8864
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2002

●室蘭運輸支局

本庁舎

〒050-0081 室蘭市日の出町3丁目4番9号

電話 ○ 総務企画担当 0143-44-3011
○ 輸送・監査担当 0143-44-3012
○ 検査整備保安担当 0143-44-3013
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2004

●帯広運輸支局

〒080-2459 帯広市西19条北1丁目8番4号

電話 ○ 企画輸送・監査担当 0155-33-3286
○ 検査整備保安担当 0155-33-3282
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2006

☆について

音声ガイダンスが流れ始めてから以下の番号をプッシュすると、オペレーターにつながります。

・検査申請のお問い合わせ **「02181」**

・車の登録手続きのお問い合わせ **「037」**

検査整備保安担当に係る主なお問い合わせ内容

○整備工場の不正等に関する情報

○不正改造車、迷惑黒煙に関する情報

〔登録番号(札幌000な0000等、平仮名まで全て)、不正改造の内容、車種、通称名、場所等をご連絡をお願いします。〕

○未認証行為に関する情報

〔場所、工場名、分解整備の内容、分解整備を行ったと思われる車両に関する情報、頻度等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕

○保安基準に関するお問い合わせ

○リコールに関する情報

○基準緩和、試作車、ユーザー車検について

○運送事業者の大型車のスピードリミッター改変に関する情報

〔高速道路の場所(登り坂か下り坂か)、登録番号、運送事業者名、何km/h位で走行していたか等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕

不正改造車・不正車検 各情報提供窓口

○不正改造車、迷惑黒煙車情報提供窓口



○不正車検(ペーパー車検等)通報受付窓口



リコールについての相談、情報提供窓口

○自動車の不具合情報ホットライン



フリーダイヤル 0120-744-960
(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

自動車専用受付 03-3580-4434
(年中無休・24時間)

ホームページ <http://www.mlif.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html>

○国土交通省 自動車局 審査・リコール課

〒100-8989 千代田区霞が関2-1-3 合同庁舎第3号館

TEL 03-5253-8111(代表)

北海道運輸局 自動車技術安全部 組織のご案内

●自動車技術安全部

電話 ○ 管理課
○ 整備・保安課
○ 技術課
○ 保安・環境調整官

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎

011-290-2751
011-290-2752
011-290-2753
011-290-2754

自動車登録手続き等に関する事務
自動車の整備事業の指導監督に関する事務
自動車の検査に関する事務
運送事業の安全対策・自動車の環境対策に関する事務